

第1章 総論

殺人や傷害、性犯罪などの犯罪被害にあうと、犯罪被害者やその家族は様々な困難に直面します。例を挙げると、家族の命を奪われる、傷害を負わされる、財産を奪われるといった被害により、犯罪被害者やその家族は心身の不調、捜査や裁判に伴う負担、経済的な負担など、様々な困難に直面し、苦しめられます。

犯罪によって奪われたものは戻りませんが、犯罪被害者等が平穏な生活を早期に取り戻すために、関係機関が連携し、きめ細かな支援を途切れることなく提供すること、すなわち「犯罪被害者等支援」が必要です。

犯罪被害者等基本法

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

これにより、県や市町村においては、犯罪被害者等の相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等に特化した支援を行うための条例を制定するなど、犯罪被害者等施策の充実を図っています。

特に、自ら被害を訴えることが難しく、被害が潜在化しやすい児童生徒や、直接の犯罪被害者ではないものの、保護者や兄弟姉妹等が被害にあったことで心身に影響を受けるおそれがある児童生徒に対しては、そのニーズを正確に把握し、適切な支援を行う必要があります。

本ハンドブックは、「第1章 総論」で被害児童生徒対応にあたっての基本的な考え方について、「第2章 被害認知後の対応」では、在籍する児童生徒が犯罪被害者等となった場合や被害の疑いが生じた場合に、学校等においてどのように対応したらよいのかといった具体的な対応方法について、「第3章 被害別特性と対応の留意点」では、児童生徒が犯罪被害者等となり得る犯罪のうち、教職員等による対応が必要となり得るものについて、被害別に記載しています。

本ハンドブックの構成は次ページのとおりです。

早期発見(P12)

未然防止及び被害者への配慮に関する教育 (P19)

初期対応

被害認知

組織対応(P79)

教職員等の心の反応とケア(P69)

被害の疑いを認知したときの対応(P71)

- ・認知経路別の対応方法
- ・聞き取りにおける留意点等

管理職へ報告(P79)

保護者への連絡
(P80)

警察又は児童相談所への相談・通報・
通告(P84)

児童生徒への聞き取り(P84)

児童生徒間で生じた被害対応(P86)

被害児童生徒の兄弟姉妹の対応(P87)

被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応(P87)

中長期対応

被害児童生徒やきょうだい児への対応(P89)

被害児童生徒の保護者への対応(P92)

被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応(P92)

関係機関との連携(P92) 連携は被害直後から!

被害別対応

誰かが亡くなったとき(P94)

怪我を負ったとき(P100)

性被害(性犯罪・性暴力)(P102)

人身安全関連事案(P132)
(児童虐待、ストーカー被害、デートDV)

SNSを
介した被害
(P119)

1 児童生徒が被害者となり得る犯罪行為～様々な犯罪被害～

令和6年の神奈川県内の刑法犯認知件数（神奈川県警察本部調べ）を被害者の年齢別にみたときに、児童生徒が大きな割合を占める19歳以下に着目すると、100件を超えているのは、多い順に乗り物盗、非侵入盗、性的姿態撮影等処罰法、暴行、傷害、不同意わいせつ、不同意性交等です。学校においてもこれらの犯罪とは無関係ではなく、在籍する児童生徒が犯罪被害者等となり得るという認識を持つ必要があります。

令和6年神奈川県内の刑法犯認知件数（被害者の年齢別）

罪名	総数	年齢別内訳			
		0～19歳 の計	0～5歳	6～12歳	13～19歳
刑法犯総数	45,716	6,340	50	908	5,382
殺人	59	4	2	1	1
自殺関与・同意殺人	4	1			1
強盗傷人	57	6			6
強盗・不同意性交等	3	2			2
強盗・準強盗	47	3		1	2
不同意性交等	215	109		16	93
暴行	1,519	220	16	53	151
傷害	1,310	205	10	41	154
脅迫	125	20		1	19
恐喝	87	45		2	43
侵入盗	2,518	18		1	17
乗り物盗	14,192	4,450		624	3,826
非侵入盗	15,933	541		82	459
詐欺	3,655	29			29
横領	126	2			2
偽造	89	1			1
不同意わいせつ	397	191	7	45	139
公然わいせつ	149	1			1
面会要求等	13	13		3	10
性的姿態撮影等処罰法	594	372	2	20	350
住居侵入	731	2			2
逮捕監禁	19	7	1	3	3
略取誘拐・人身売買	31	28	8	8	12
器物損壊等	2,431	60		6	54
その他の刑法犯	1,412	10	4	1	5

(神奈川県警察本部調べ)

児童生徒が被害者となり得る犯罪は多岐にわたりますが、「いじめ」や「非行」といった形で犯罪に該当し得る行為が発生する可能性があり、ほんの小さなことから思わぬ方向に発展し、命に関わる重大な事件になることもあります。

学校等の外でも、SNS等のインターネットに起因する被害や、通学途中での交通事故、自宅や公園等で遊んでいる中で犯罪や性暴力の被害にあうこともあります。さらには、決してあってはならないことですが、児童生徒が教職員等から犯罪や性暴力等の被害にあう事案もあります。

また、保護者や兄弟姉妹が被害にあったことにより、児童生徒がある日突然「犯罪被害者の家族」となることもあります。



警察に相談又は通報すべきいじめの事例

学校で起こり得るいじめの例	該当し得る犯罪
・ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる	暴行、傷害
・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする	暴行
・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し殴られる、蹴られる	
・無理やりズボンを脱がされる	
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる	強要、不同意わいせつ
・現金を巻き上げられる、オンラインゲームのアイテムを購入させられる、金品をたかられる	恐喝
・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる	窃盗、器物損壊等
・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	脅迫、名誉毀損、侮辱、児童ポルノ提供等
・ハサミやカッターなどの刃物で切りつけられる	傷害
・断れば危害を加えると脅され、性器や胸、お尻を触られる	不同意わいせつ
・靴や体操服、教科書等の所持品を盗まれる	窃盗
・財布から現金を盗まれる	
・自転車を壊される	器物損壊等
・制服をカッターで切り裂かれる	
・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせられる	強要
・本人の裸等が写った写真・動画をインターネット上で拡散する と脅される	脅迫
・インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘される、 気持ち悪い、不細工等と悪口を書かれる、誹謗中傷される	名誉毀損、侮辱
・「死ね」と唆された児童生徒が自殺した	自殺関与
・スマートフォンで児童生徒の性器や下着姿等の写真・動画（以下、「児童ポルノの写真・動画」という。）を撮影して送るよう 指示され、児童ポルノの写真・動画を送らされる	児童ポルノ提供等
・児童ポルノの写真・動画を転送される、インターネットやS NS上にアップロードされる、他者のスマートフォンなどに保存 される	
・元交際相手から性的な写真・動画をインターネット上に公表さ れる	私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)

※令和5年2月7日付け文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」を参考に作成

2 児童生徒が犯罪被害にあう場所及び加害者との関係

児童生徒が犯罪被害にあう場所は、通学路や電車の中、公園や道端、買い物に出かけた店舗、アルバイト先など、様々な場所が想定されます。さらに、児童生徒が多くの時間を過ごす家庭内や学校等でも起こり得ます。



加害者との関係も様々ですが、大人と比べ行動範囲が限られる児童生徒の被害は、知っている人からの被害の割合が高いといわれています。家庭内の被害では、保護者や兄弟姉妹、親戚など身近な人によるもの（児童虐待を含む）が大多数です。また、学校等で起こる被害は、外部からの侵入者によるものよりも、同級生、先輩、後輩といったほかの児童生徒や、教職員など指導的立場の者によるものが多い傾向にあります。



在籍する児童生徒が犯罪被害者等となった場合や被害の疑いが生じた場合、教職員等の中に「まさかそんなことが起こるはずがない」「信頼の厚いあの人人が罪を犯すはずがない」といった先入観があると、被害児童生徒が「話しても信用してもらえない」と感じてしまい、結果として被害リスクや被害児童生徒の発見が遅れてしまうことにつながります。

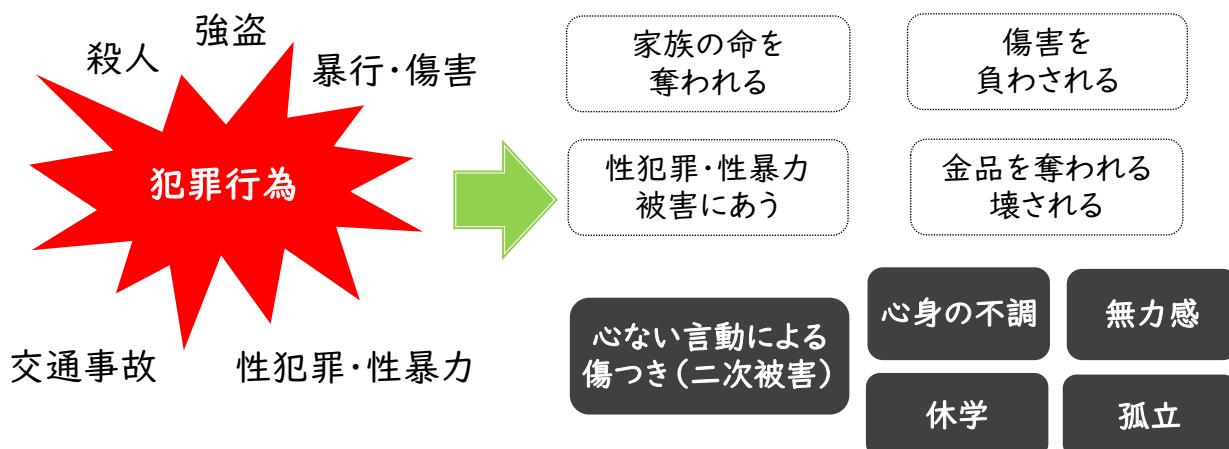
そのため、教職員等や児童生徒、保護者など、学校等関係者の誰もが犯罪被害者等となり得ること、また、学校等の中で犯罪が発生した場合、被害者と加害者の両方が学校等の中に存在し得ることを、すべての教職員等が自分自身の問題として捉えることが、被害リスクの早期発見や、その後の適切な対応を行う上で重要です。なお、これは教職員等が学校等関係者へ疑いを持つことを求めるものではなく、被害リスクを把握するための前提となる意識付けを意味しています。

3 被害児童生徒対応に当たっての基本的な考え方

学校等における被害児童生徒対応では、被害後に起こり得る困難や心身の反応の理解とともに、被害認知後の対応の認識を共有することが重要です。

(1) 被害児童生徒に起こり得る困難な状況や心身の反応の理解

被害にあった児童生徒は、生命を奪われる（家族を失う）、傷害を負わされる、金銭などの財産を奪われるといった生命・身体・財産上の直接的な被害だけでなく、被害後には、様々な領域で困難な状況に直面することがあります。また、その困難は、被害児童生徒本人だけでなく、家族やほかの児童生徒、さらに教職員等を含めた周囲の人々にも影響を及ぼし、被害直後から長期に渡る場合もあります。なお、同じ罪名の被害であっても、被害の内容や被害後の反応は一人ひとり異なります。



＜困難な状況や心身の反応の具体例（児童生徒の場合）＞

心身の不調

- あまりに突然で予期できないことについては、上手く対処できず、そのため、体も心も一時的に麻痺したような状態になる。
- 現実感が持てず、「夢の中にいるよう」と話す被害児童生徒もいる。被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくることがある。
- 精神的な不調は、急性ストレス症（A S D : Acute Stress Disorder）¹、心的外傷後ストレス症（P T S D : Post Traumatic Stress Disorder）²、適応障害、うつ病などの精神疾患として現れる場合もある。

周囲の人の言動による傷つき

- 周囲の人たちからの誹謗中傷や興味本位の質問、事実とは異なるうわさ、支援者の配慮に欠けた言動など。
- 被害児童生徒やその保護者の落ち度を指摘される。

加害者からの更なる被害

- 加害者からの謝罪が全くない。
- 刑事裁判で、加害者にとって都合の良い主張を聞かされる。
- 加害者やその関係者からの再被害又はそのおそれ。

捜査や裁判に伴う負担

- 事件について何度も説明せざるを得ない。
- 捜査や裁判への参加に伴う時間的、身体的負担が重くのしかかる。

生活上の問題

- 学校等での困難
 - ・心身の不調から学習上のミスが増えたり、友人等とうまくいかなくなったりする。
 - ・警察や検察庁での事情聴取や裁判、被害後の様々な手続等で時間を取られるため、学校等を休まざるを得ないこともある。
- 経済的な問題
 - ・生計維持者を失ったり、治療のための医療費、警察や病院などに出向く交通費、弁護士費用の負担などによる経済的負担が大きい。
 - ・加害者に支払能力がない場合には、損害賠償金を受け取れないこともある。
- 不本意な転居等や住居の問題
 - ・自宅又はその近辺での被害の場合、フラッシュバック（41 ページ参照）や近隣のうわさによる精神的な苦痛により住み続けることが辛い、自宅が加害者に知られており再被害のおそれがある、犯罪により家が滅失・著しく破損した、障害等により自宅における従来の生活を維持するのが困難になった等の理由により、住み慣れた自宅を離れ、転居を余儀なくされることもある。転居に伴う経済的負担も生じる。
- 家族関係の変化
 - ・被害にあった児童生徒だけでなく、家族もショックを受ける。
 - ・家族といえども、ストレスの感じ方や被害の受け止め方は異なり、感情の表し方や対処方法も違うため、家族関係がぎくしゃくすることがある。

¹ 「急性ストレス症（A S D : Acute Stress Disorder）」

被害の直後から始まり、1か月未満で消失する日常生活に支障をきたす強く不快な症状である。具体的な症状としては、被害に関することが頭の中によみがえってくる、気持ちがひどく動搖し、混乱していると感じる、気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる、神経が興奮して落ち着かないなどがある。

² 「心的外傷後ストレス症（P T S D : Post Traumatic Stress Disorder）」

41 ページ参照

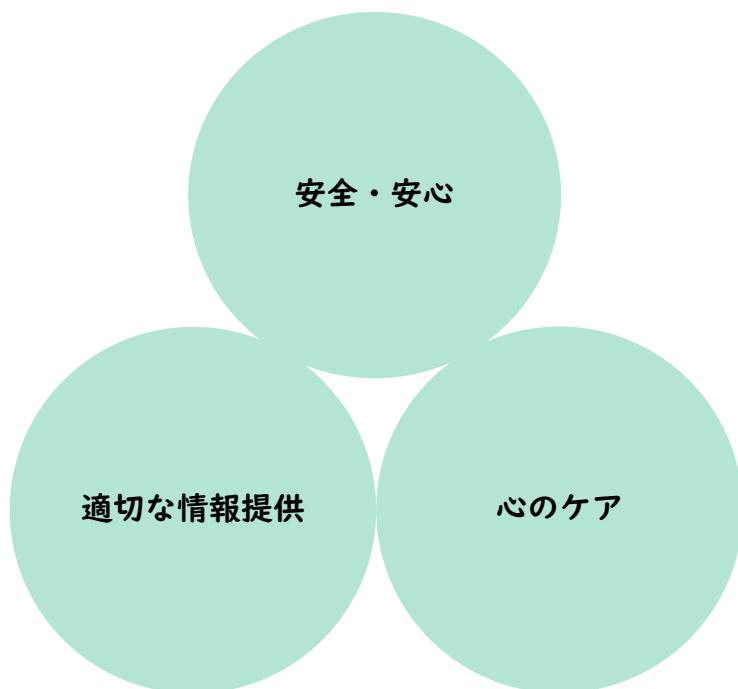
（2）被害認知後の対応の認識

犯罪被害者等支援には、三つの柱があります。

第一に、「安全・安心」です。衣・食・住や医療など、体の安全を守るための支援と、再被害や二次被害を受けることがないという安心感を与えることが最優先される支援となります。

第二に、「適切な情報提供」です。被害児童生徒やその保護者は突然の出来事に直面し、何をどうしたらよいか分からず、今後どうなるのかという不安でいっぱいです。そのため、学校等の内外での相談先を紹介し、弁護士やカウンセラーなど専門家からの支援につなげる等の情報提供が重要です。

第三に、これらと並行して行われる「心のケア」です。一般に心のケアは専門家にしかできないと思われがちですが、児童生徒が一日の大半を過ごす学校等で、信頼できる立場にいる教職員等による配慮が被害からの回復に大きく寄与します。



これらを前提に、被害認知後の対応は、次の認識を持って行うことが求められます。

ア 疑いの段階から重く受け止めた対応

児童生徒や保護者などから相談があり、被害が発生した疑いが生じた場合には、その段階から事態を重く受け止め、速やかに管理職へ報告し、被害児童生徒の安全確保などの対応を開始することが重要です。

イ 組織対応

被害を打ち明けられた場合は、一人で抱え込まず、迅速かつ慎重に管理職に報告・連絡・相談することを徹底し、複数の教職員等による組織的な対応を行うことが重要です。

また、被害を知った教職員等も大きな衝撃を受けることがあります。教職員等の負担を軽減し、児童生徒や保護者に適切な対応を行うためにも、外部の機関や専門家等のサポートを受けることが有効です。

ウ 関係機関との連携

被害児童生徒やその家族に生じる問題は多様であり、学校等だけですべてに対応することは困難な場合も多くあります。そのため、学校等は被害認知直後から、様々な専門性を持つ関係機関と連携して対応することが大切です。

関係機関と円滑な連携を図るためにには、どのような関係機関があり、どのような支援を行っているかを事前に把握しておくことや、日頃から情報交換や相談ができる体制・ネットワークを構築しておくことが重要です。

エ 被害児童生徒を第一に対応

被害を認知した後の対応にあたっては、被害児童生徒の気持ちを尊重し、意思を十分に考慮しながら進めます。

また、被害児童生徒が安心して日常生活を送るために、直面している困難な状況について理解した上で対応することに加え、教職員等やほかの児童生徒からの言動による傷つき（二次被害（38 ページ参照））を防ぐことも重要です。

このような「被害児童生徒を第一にした対応方針」を保護者や組織で共有し、被害児童生徒の安全・安心な生活に向けて連携して支援していくことが大切です。

4 早期発見の重要性～被害後の反応を知る～

児童生徒の被害を防止し、万が一発生してしまった場合でも速やかに対応するためには、未然防止・早期発見に向けた日頃からの取組が重要です。ここでは早期発見を扱い、未然防止については、「5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育」(19ページ)で扱います。

児童生徒から教職員等に被害を訴えるには非常に勇氣が必要です。そのため、打ち明けられることを待つのではなく、児童生徒の異変から被害を早期に発見しようと心がけることが重要です。

被害の早期発見には、児童生徒の発するサインを理解するとともに、普段から児童生徒の様子を観察し、会話を通じて変化を察知することが求められます。また、いじめ、性暴力、不適切な行為の情報を察知した場合は、学校等の内外に速やかに報告するルールを設け、教職員等に分かりやすく周知することも有効です。さらに、児童生徒には、相談体制の整備・周知や定期的な面談・アンケート調査等により、被害を訴えやすい仕組みを整えることや、児童生徒が被害を認識できる教育を行うことが重要です。

(1) 児童生徒の日常の観察・言葉かけ

児童生徒の普段と異なる挙動に教職員等が気づくことにより、被害が判明することがあります。そのため、教職員等は、日頃から児童生徒を見守り、小さな変化やSOSに気づく努力が求められます。

管理職は、教職員等に児童生徒の変化を観察するよう促すとともに、さきい些細なことでも気になる点があれば報告できる環境を整備すること、また、管理職としても児童生徒や保護者に言葉かけをするなどにより、信頼関係を築くことが大切です。

児童生徒に見られる被害後の反応を次ページにまとめています。多様な視点・観点から児童生徒の行動を見るとともに、担当の教職員等の主観だけで判断せず、複数人で兆候の有無を観察することが重要です。

児童生徒に見られる被害後の反応

身体的反応	発熱・食欲不振・腹痛・吐き気・頭痛・ ^{きつおん} 吃音・排せつの失敗・夜泣き・不眠・悪夢・かゆみなどの皮膚異常 等
心理的反応	一人でいることを怖がる・不安・怒りっぽい・イライラ・急に興奮する・自分を責める・無力感・疎外感・報復感情 等
生活・行動面の反応	多動・多弁・集中力の低下・沈黙・無表情・泣くことができない・甘えが強くなる・赤ちゃんがえり・反抗・乱暴・大人の気を引く行動・逸脱行為・被害に関連した遊びをする・ ^{ささい} 些細な音や聞きなれない音に異様に驚く・不登校 等

- 教職員等がこのような変化に気づいた場合は、背景に何らかの被害の可能性があることを念頭に置き、変化が見られる児童生徒に言葉かけをして対話につなげるとともに、同僚や管理職へ報告・相談し、記録に残すことが有効です。
- 「最近どう?」「元気がないみたいだけど」等の言葉かけをしても、児童生徒はすぐに被害を打ち明けることは少ないので、一度言葉かけをして問題がなかったからといって放置せず、「何かあったら話してね」と定期的に言葉かけする等、継続的な対応につなげるための種まきを日頃から行うことが有効です。
- 児童生徒から被害を打ち明けられた際には、69ページからの「第2章 被害認知後の対応」に沿って対応します。

（2）児童生徒が被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み

ア 相談体制の整備・周知

（ア）学校等内の相談体制の整備・周知

被害にあった児童生徒やその保護者の中には、相談窓口の見知らぬ人よりも、まず信頼できる身近な教職員等に相談したいと考えるケースが少なくありません。そのため、教職員等が被害に関する相談を受けた際に適切な対応ができるよう研修等を行うことが有効です（相談を受けた際の注意点等は、69 ページからの「第2章 被害認知後の対応」を参照）。

また、相談員や相談窓口を選定し、被害児童生徒やその保護者などができるだけ早く相談できる体制を整備し、それを周知することで、身近な教職員等には相談しにくい場合や教職員等の不適切な行為についても、組織として早期に把握し対応することが可能となります。

被害児童生徒が相談しやすい環境としては、「匿名で相談できる」「手紙やメール、相談フォームなど、好きなときに記入、かつ、文字で相談できる」「希望する性別の教職員等に相談できる」などが挙げられます。また、相談内容がすぐに友人や教職員等、警察に知られてしまうのかなど、児童生徒が気にする事項を分りやすく周知することも有効です。

相談先があること、被害はどこでも誰にでも起こり得ること、被害にあったあなたは悪くないこと、一人で悩まず何でも相談してよいこと、相談することで責められることはなく秘密は守られることなどを伝えることで、児童生徒やその保護者は被害を打ち明けやすくなります。さらに、相談できる体制があることを周知し、組織として児童生徒の心身の安全を第一に考えていることを児童生徒や保護者、ひいては地域に対して示すことは、社会的信用の向上にもつながります。

相談体制の整備に係る指針等

◆学校の場合◆

文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」引用

- 文部科学省及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる（法第17条第2項）*
- 相談体制の整備等に当たっては、被害児童生徒等やその保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童生徒等に対する保護・支援や事案への対処など必要な措置に迅速につなげることが重要である。
- 文部科学省においては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整備することを支援するとともに、電話やSNS等を活用した相談体制の整備、養護教諭等による健康相談の充実を図る。
- 地方公共団体においては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、また、電話やSNS等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に周知を行う。

* 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年6月4日公布）

◆保育所等の場合◆

こども家庭庁「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」引用

- 都道府県は、保育士による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる。
- 相談体制の整備等に当たっては、任命権者等や被害児童の保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童に対する保護・支援や事案への対処など必要な措置に迅速につなげることが重要である。
- 都道府県においては、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが被害児童の保護者から活用されるよう周知を行う。
- その際、あらかじめ都道府県教育委員会等との間で必要な調整を行った上で、教育職員性暴力等防止法に基づき設けられた相談窓口を活用することなども考えられる。

(イ) 外部の相談窓口を含めた複数の相談窓口の分かりやすい周知

児童生徒の被害の相談窓口については、147 ページ以降の「第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）」のとおり、様々な公的機関等が設置しています。目的・手法が異なる相談ルートがあることで、児童生徒や保護者が被害を訴えやすく、早期に支援につながりやすくなります。このため、学校等内部の相談体制に加え、外部の各相談窓口についても児童生徒や保護者に分かりやすく周知することが有効です。

この際、ポスター等の掲示だけでは、第三者の目を気にしてじっくり内容を見ることができない、連絡先のメモを取らないなど相談につながりにくい場合もあるため、個別にお知らせや周知カードを配るなど、被害児童生徒が相談しやすくなる工夫も必要です。

イ 面談・アンケートの実施

相談体制を整備・周知して相談されるのを待つだけでなく、児童生徒に面談・アンケートを行い、能動的に被害やその予兆の早期発見に努めることも重要です。定期的な面談・アンケートにより、児童生徒が悩みを打ち明ける機会が常にあることを認識でき、いじめ・非行を含めた潜在的に加害リスクのある者への抑制効果も期待できます。

面談・アンケートの方法や設問の言葉づかいは、児童生徒の発達段階や学校等の状況に応じて検討することが有効です。例えば、小学生には、面談・アンケートに先立って質問項目の説明を行うことや、後述の「5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育」（19 ページ）の機会にあわせて、アンケートを実施することも有効です。また、保護者にも、被害の早期発見や犯罪行為の防止に向けた定期的な取組であるなど、面談・アンケートの趣旨や内容を予め連絡し、理解を求めることも有効です。

ウ 児童生徒が被害を認識できるような教育

「5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育」（19ページ）で詳述します。

◆ 例：性暴力被害の早期発見に向けたアンケート

実施方法	アンケートが複数あることの児童生徒への負担、回答のしやすさ等に配慮し、定期的に実施されている既存のアンケート（例▶いじめの未然防止や早期発見・早期解決につなげることを目的としたアンケート等）に性暴力関連の設問を追加して実施する。			
設問例	<p>Q 周りの人から次のようなことをされたことがありますか。回答したくないと感じた時には、回答しなくともかまいません。</p> <p>ア プライベートゾーン（水着で隠れる部分と口。自分だけの大好きな体の一部）を触られた・触らせられた・見られた・見せられた・写真を撮られた、下着姿や裸の写真・動画を送るようお願いされた</p> <p>イ 性的なことを言われた、からだの特徴についてイヤなことを言われた・からかわれた</p> <p>ウ あなたの周りの人に、ア・イのようことで困っていたり、悩んでいたりする友人はいますか。</p>			
<p>Q 以上の悩み、あるいはそれ以外の悩みを誰かに相談したことがありますか。</p>		該当するものに○	はい	いいえ
		該当するものに○	はい	いいえ

○児童生徒が被害を訴えやすいアンケートとするための工夫

- 被害を訴えることの心理的負担を可能な限り少なくするために、回答をするかどうかや記名・無記名の選択を児童生徒自身ができるようにすること望ましいと考えます。また、アンケートの後日提出を可能とすることで、アンケート実施時には被害にあっていなくても、伝えたいことができたタイミングで教職員等に申し出ることができます。
- 記名・無記名にかかわらず、児童生徒が被害を訴えたことで不利益を受けることがないように、回答者を守り、心理的安全を確保することが重要です。例えば、教職員等や同級生が加害者である可能性を想定し、後日、管理職や担当以外の教職員等に直接提出できるようにしたり、封筒に厳封して提出させる、回答データのアクセス権限を限定するなど、回答内容を見ることができる者を制限するなどの工夫が考えられます。
- アンケートに多く書き込むことで、周囲から何かあったと推測されることを防ぐため、回答はチェックのみで済む様式にする等の工夫も有効です。また、記述式の設問にする場合は、後日提出を可能とすることで、ほかの人に見られることなく自由に書き込むことができます。

○本事例に係る実施上の留意点

- ・ アンケート対象者の中には、既に性暴力被害を受けた児童生徒が含まれている可能性があることを念頭に置き、アンケート項目については事前に周知し、心身に負担を感じる場合には回答しなくともよいことを伝える、悩みを相談できる窓口の情報を記載する等、トラウマ反応への配慮を行うことが重要です。

また、既に性暴力被害を受けた児童生徒がいる場合には、事前にアンケートの実施を知らせ、「保健室にいて大丈夫だよ」等と回避する方策を提案することも考えられます。

- ・ 過呼吸などの症状やフラッシュバック等による体調不良が生じる場合を想定し、アンケートは複数の教職員等で対応できる時間帯に実施するなど、実施のタイミングを十分に検討する必要があります。

◆未就学児への対応◆

- 未就学児の場合は、本人にアンケート等を実施することは困難であるため、前述の「(1) 児童生徒の日常の観察・言葉かけ」(12ページ)による早期発見が中心となります。
- 可能な限り、担当の教職員等が日常的に観察を行うとともに、園長や担当以外の者が定期的に未就学児と日常会話をを行い、異変がないか確認することが有効です。

◆障害のある児童生徒への対応◆

- 障害のある児童生徒に対してもアンケートの実施は有効ですが、視覚障害がある場合は点字を、知的障害がある場合はイラストを活用するなど、児童生徒が理解しやすく、回答しやすい表現や方法を用い、できる限り本人がアンケートに回答できるように配慮することが必要です。
- 担当の教職員等が加害を行っている可能性も考慮し、場合によっては担当以外の教職員等が面談やアンケートを実施することも有効です。
- 知的障害のある児童生徒については、定期的に面談を行うことが有効です。面談の中で被害の可能性がある話が出た場合は、速やかに警察等の専門機関につなげることが重要です。例えば、児童生徒が「口におしっこされた」と話したことから、結果的に口腔性交させられる被害にあっていたことが判明した事例もあります。
- 保護者や関係者には、児童生徒の様子に違和感があった際には必ず連絡してほしい旨と伝えることも重要です。

※令和7年4月こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」より引用・一部編集

5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育

ある日、突然、犯罪に巻き込まれることは誰にでも起こり得ることです。

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害だけではなく、周囲の無理解による言動や配慮に欠ける対応、^{ひぼう}誹謗中傷等による二次被害（38 ページ参照）にも苦しんでいます。

児童生徒が被害者、加害者、傍観者にならないためには、未然防止や被害にあった場合の早期発見に関する教育を、児童生徒の発達段階等に応じて行うことが重要です。また、児童生徒だけでなく、保護者や教職員等も同じように理解することが求められます。

（1）児童生徒への教育

ア 犯罪や犯罪被害について知る

犯罪によっては児童生徒が犯罪と認識しにくいものもあるため、まずは、児童生徒が犯罪や犯罪被害について知ることが重要です。例えば、いじめの延長で金品を要求されたり、痴漢行為を受けたりすることも犯罪被害であると児童生徒に気づかせる必要があります。児童生徒が犯罪や犯罪被害について知ることで、被害について相談したり、自身を守るために必要な注意や予防策を取ることができます。教職員等が常に児童生徒の様子を見守ることは困難であることから、日頃から、「犯罪とは何か」「犯罪被害にあったときにはどうするか」など、児童生徒への教育を心がけておく必要があります。

例えば、通学路の選択時には、犯罪発生の可能性が高い区域や危険な場所を避け、安全な道を通るようにすることが重要です。また、通学時間を人通りが多い時間帯に設定することで、犯罪被害のリスクを軽減することができます。さらに、複数人で通学することで、互いに目を配り支え合うことができ、犯罪被害のリスクを減らすことができます。

近年ではSNSを介した被害が増えています（詳細は 119 ページ「特集 SNSを介した被害」参照）。「サイバー犯罪防止教室」や民間事業者が実施するインターネットやスマートフォンに関する安全教室等を通じて、児童生徒に被害事例を交えて危険性をイメージさせ、日頃からSNSの適切な利用方法について考えさせることが必要です。

性暴力被害については、「生命（いのち）の安全教育」などを通じて、水着で隠れる場所や口は大切なプライベートゾーンであり、あなただけの大切なものであること、抱きつかれた、触られた、キスされた、相手の体を触られた、見せられた、下着や裸を見せるように言われた、写真や動画をとられたなど自分が嫌だと感じたら、それは性暴力であること、そのような行為をされることを「被害にあう」ということなどを、児童生徒の発達段階に応じて丁寧に説明することが重要です。なお、これらを教える際に、「ダメ」「イヤ」を言えなくてもあなたは悪くないこと、「知らない人から」「児童生徒同士で」「知っている人から」「性別・年齢を問わず」「誰でも」被害にあうことがあり、被害にあったあなたは悪くないということを伝えていく必要があります。

また、児童生徒が被害を受けた場合、教職員等や保護者に打ち明ける前に、最初に親しい友人へ被害を打ち明けたり、相談していたりするケースが多くみられます。「友人が被害

にあったことを知ったときは、信頼できる大人に相談してほしい」というメッセージを日頃から伝えておくことも重要です。

これらの前提として、「自分という存在は大切で安全に扱われるべき存在であり、また、相手も自分と同じように大切で安全に扱われるべき存在であること」「個人を尊重し、自分の命もほかの人の命も大切であること」を、教育を通して児童生徒に学んでもらうことが重要です。

- 一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、一個人として尊重されるべきであること
- 児童生徒自身が自分の身体や性を大切にすること
- 嫌なことは嫌だと伝えてよいこと
- 自分自身を理解・自己肯定すること
- 自分と他者の境界線を大切にするとともに、人の気持ちを思いやり、人の心の痛みを理解すること

イ 犯罪被害者等への共感

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後、周囲の無理解や心ない言動などによって二次被害（38 ページ参照）を受けることがあります。同じ言葉であっても、相手や状況によって受け止め方が異なるため、励ましたつもりでも被害児童生徒にとっては負担になり、結果として不登校になるなど、これまでどおりの生活を送ることが難しくなる場合もあります。そのため、身近にいる児童生徒が、実際に自分が被害にあったらどう感じるか想像力を働かせ、犯罪被害者等の気持ちに共感し、二次被害の加害者にならないようにすることが大切です。

犯罪被害者等にとって、被害による身体的・精神的な影響は大きく、強い悲しみと加害者に対する怒りを感じるのは当然ですが、さらに被害後には、他人への信頼感が低下したり、将来への展望を失ったり、ストレスの影響で病気になるなど元の生活に戻ることが難しい場合もあります。また、インターネットへの無責任な書き込みなどの二次被害に対して、怒り、不安、悲しみ、孤独感など、様々な負の感情に揺れ続けることもあります。興味本位のうわさや心無い誹謗中傷^{ひぼう}によって相手を傷つけることのないように留意し、一方的な思いやりや励ましではなく、まず傾聴し、気持ちを受け止める姿勢や、お互いの信頼関係を築くことが大切です。そのため、児童生徒が犯罪被害者等の心情を理解し、寄り添う態度を身に付ける教育が求められます。

警察庁、文部科学省や各教育委員会の示す「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材」、「人権教育」や「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用しながら、各学校などで児童生徒への教育を行うことが望ましいです。

学校等で実施される児童生徒への教育には、次のような取組があります。

◆神奈川県の取組◆

詳しくは各ホームページをご覧ください。

「ケータイ・インターネット等安全教室」

携帯電話等の健全な利用促進と、子どもや高齢者など県民が犯罪に巻き込まれない環境づくりのために、IT関連3団体と地域安全協定を締結し、学校等への出張講座等を実施しています。

（所管：くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課）



「青少年の健全育成に係る出前講座」

青少年保護育成条例や青少年喫煙飲酒防止条例、青少年のインターネット利用等、社会環境の現状や青少年施策について、学校の授業や保護者会等を対象として「出前講座」を実施しています。

（所管：福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課）



「子どものケータイ 安全・安心な利用のために」

子どもたちの携帯電話やスマートフォンの安全・安心な利用に向け、スマートフォン等の適切な利用に関する周知、企業協力による「携帯電話教室」の実施など、様々な取組みを実施しています。

（所管：教育局支援部学校支援課）



◆神奈川県警察の取組◆

※ 神奈川県警察による支援については56～58ページ参照

「非行防止教室」、「サイバー犯罪防止教室」、「薬物乱用防止教室」

出前講座方式で児童生徒を対象に実施

<問合せ先>

各管轄警察署の生活安全課まで

◆公益社団法人神奈川被害者支援センターの取組◆

※ 公益社団法人神奈川被害者支援センターの支援については59ページ参照

「いのちの大切さを学ぶ教室」

対象：県内の中学校、高等学校の児童生徒（神奈川県警察委託事業）

神奈川被害者支援センターのスクールアドバイザーが講師を務め、各学校に赴き、実際の事件を題材にしたアニメーションDVDを上映し、被害者やご遺族の心情を通じて、「犯罪」や「いじめ」について考えます。児童生徒が「被害者」「加害者」「傍観者」とならないために、他者を思いやり、自分の命はもとより他人の命も大切にするという心を育むことを目的とした学びの場です。

<問合せ先>

事業内容の問合せ

公益社団法人神奈川被害者支援センター

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14F

電話：045-328-3720

授業の申込み

各管轄警察署の住民相談係又はスクールサポーターまで

◆未就学児や小学校低学年の児童への教育◆

- 低年齢の児童にも伝わるように、絵本、紙芝居等の教材を用いて、プライベートゾーン等について、分かりやすく伝えている事例があります。
- フワフワ、ザラザラなどの「感覚・感触」を共有する素材を用いて、教職員等からの接触の仕方について「心地よいか／よくないか」「嫌ではないか／嫌か」等を確認しながら、児童自身の理解を促す事例があります。

◆障害のある児童生徒への教育◆

- 障害のない児童生徒と教育・啓発の内容を変える必要はありませんが、障害の内容に応じて、丁寧に伝えることや、伝え方を工夫することが必要です。例えば、短い文で説明する、言葉だけでなくイラストや写真を用いて視覚的に説明する、心地よく安心な状態を学んでから嫌で不安な状態を学ぶ、否定的な話よりも肯定的な話を優先して説明する等が有効です。
- 未就学児同様に、フワフワ、ザラザラなどの「感覚・感触」を共有する素材を用いて、教職員等からの接触の仕方について「心地よいか／よくないか」「嫌ではないか／嫌か」等を確認しながら、児童生徒自身の理解を促す事例があります。
- 障害のある児童生徒は、自己肯定感を持ちにくいこと、嫌なことを拒否しにくい状況にあることを念頭に置き、対応することが必要です。

- 知的障害や発達障害がある児童生徒については、自己と他者との価値観の違いや自他の境界への理解があいまいな場合が想定されるため、他者との関わり方を伝える際には「〇〇してはダメ」ではなく、「〇〇すると、かっこよい」など、内発的動機付けを意識した伝え方を工夫している事例があります。
- 学んだことを記憶しておくことが難しい児童生徒もいるため、短い時間で、同じイラスト教材等を用いて、繰り返し伝えることが有効です。
- いざという時に性暴力を受けたことを表現できるよう、定期的にロールプレイング等の形態で、プライベートゾーンに性被害を受けたと開示する練習（紙で作成した人形が性暴力を受けたという設定で、その被害を表現し、教職員等に伝える練習）を行っている事例があります。

◆児童福祉施設での対応◆

- 子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、子どもの発達に応じて、児童等が自らの権利と守るべきルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です（年齢に応じた理解・周知の反復）。

（出典：こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」より一部抜粋）
- 教職員等と児童生徒が生活をともにする施設の場合、死角をなくす、巡回を実施・強化する、監視システム等を活用するといった施設環境整備には限界があり、児童生徒への教育・啓発及び教職員等への研修が一層重要となります。
- 虐待等を受けた児童生徒の場合には、大切にされたと実感できる養育が少なかった、自分の誕生・存在をマイナスに捉えがち、自他の境界が曖昧になりやすい等の背景から、自己肯定感を高める教育（あなたは大切な存在である）、自己の誕生を肯定する教育（生まれてきてよかった）、境界線やプライベートゾーンの教育等が重要となります。

（出典：小木曾宏編「児童福祉施設における性的問題対応ハンドブック」より抜粋・要約・一部編集）
- 性暴力を受けた経験のある児童生徒においては、性暴力に関する教育・啓発を受けた際に、フラッシュバックが生じるなど心身が不安定になることもあるため、児童生徒への教育・啓発を行う際には、事前に配慮・注意することが求められます。

※令和7年4月こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」より引用・一部編集

(2) 保護者への情報提供

児童生徒が犯罪被害にあうことを未然に防ぎ、早期発見するためには、家庭における保護者の役割が非常に重要です。

まず、児童生徒が犯罪被害にあう事例が多く、自分の子どもも被害にあう可能性があることについて、保護者への通知文や保護者会などを通じて、犯罪白書や報道等を題材に、犯罪被害の実態を理解してもらうことが大切です。また、子ども一人ひとりの人権や意思が尊重される存在であることも、保護者に理解してもらう必要があります。

その上で、保護者が自分の子どもに対して、法令順守や防犯意識の保持、犯罪被害者となった場合の相談窓口等について教えることが求められます。

また、被害を受けた児童生徒の保護者は、被害の開示を受けるとともに、被害児童生徒の回復を支える最も身近な存在として、適切な対応を取ることが期待されます。

そのため、保護者に対しても、「スマホ・ケータイ安全教室」など児童生徒が学習した内容を知ってもらうとともに、児童生徒が被害にあった場合に保護者が取るべき対応や子どもの権利等について、次のようなリーフレット等の配付などを通じて、あらかじめ情報提供することが重要です。

【配付リーフレットの例】

- 警察庁 犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用資料
「友達が被害者になったら」



<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/keihatsu/kyouzai-student/index.html>

- 神奈川県 性暴力被害に関する子ども向け普及啓発リーフレット
「大切なあなたに伝えたいこと」



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/cnt/f520370/p1163001.html#kodomomuke>

- 内閣府・こども家庭庁
「こどもたちのためにできること～性被害を受けた子どもの理解と支援～」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf



- こども家庭庁 こども基本法パンフレット
「すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは？」
(子どもの権利条約の概要を含む)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>



一方、自分の子どもが被害にあった場合、保護者も大きな精神的ダメージを受け、混乱した状態で、とっさに不適切な対応をしてしまうことがあります。

例えば、

- 「なぜ逃げなかったの」「なぜ早く言わなかったの」といった言葉をかけると、児童生徒は責められているように感じ、保護者に被害を打ち明けにくくなる。
- 捜査機関による司法面接（73 ページ参照）の前に、保護者が何度も話を聞いてしまうことで、児童生徒の記憶が汚染され（「記憶の汚染」については 72 ページ参照）、その証言が司法手続において証拠として採用されにくくなる場合がある。
- 「ちょっと触られたくらいで大袈裟だ」と受け止めたり、「かまってほしくて嘘をついている」と思い込むなど、被害に対する保護者の理解が十分でないために、被害が潜在化したり、再被害を防ぐ手段が取れなくなることもある。

このような事態を避けるためにも、保護者が取るべき対応をあらかじめ知っておくことが重要です。

（3）教職員等への研修

児童生徒が犯罪被害者の心情を理解し、寄り添う態度を身に付けるためには、人権教育に関する授業の実践はもちろん、日常的に児童生徒を指導する教職員等がそのような人権感覚を身につけていることが、当然のこととして求められます。

また、被害の未然防止においては、すべての教職員等（非常勤職員、ボランティア等を含む）が、児童生徒を「絶対に守る」という意識をもつとともに、犯罪行為は絶対に許さないという姿勢を学校等の内外に示すことが重要です。

そのためには、児童生徒が被害にあう犯罪の実態や子どもの権利について理解するとともに、いじめや性暴力による被害防止等に関する理解を深める必要があります。また、子どもの権利や被害防止等に関する正しい知識を得ることは、教職員等自身が加害者になることや、被害児童生徒やその保護者に二次被害（38 ページ参照）を生じさせることを防ぐことにもつながります。

また、学校等の管理職は、犯罪被害者の人権や、子どもの権利、いじめ、性暴力による被害防止等に関する知識や認識の共有に向けて、自らが率先して研修を受講するとともに、教職員等への研修機会を確保することが求められます。

◆神奈川県の取組◆

学校における犯罪被害者等対応研修



- 対象：県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教職員等
- 神奈川県、神奈川県警察における犯罪被害者等支援制度の紹介や、被害後の反応を知ることで潜在化しやすい子どもの被害の早期発見に結び付けるとともに、学校における被害児童・生徒に寄り添った対応について学ぶ講座
- 年に1回、対面及びZoomによるリアルタイム配信、後日オンデマンド配信（YouTube限定配信）により実施

犯罪被害者等理解促進出前講座



- 対象：学校、市町村、県内に事業所のある企業等（制限なし、応相談）
- 犯罪にあわれた方やその家族の方々の置かれている状況、支援の必要性などについての理解を深めていただくため、各種研修や会議、講演会等に犯罪被害者等の方やカウンセラー等の支援員、県職員等を講師として派遣する出前講座

＜問合せ先＞

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課横浜駐在事務所 まで

電話 045-312-1121（内線3433）

コラムⅠ

**神奈川県警察本部警務課被害者支援室から伝えたいこと
～警察と連携した被害児童生徒支援を～**

神奈川県警察本部警務課被害者支援室

神奈川県警察の被害者支援室では、事件や事故の被害に遭われた方々に対し、神奈川県や民間支援団体と連携し、法律相談や直接支援（付添い）、カウンセリング等、様々な支援を行っています。県内では日々たくさんの事件や事故が発生しており、子どもが被害者になることや、保護者等子どもにとって身近な人が被害者になることは決して少なくありません。具体的には、児童生徒が性犯罪の被害に遭う、児童生徒が交通事故に遭い重傷を負ったり亡くなったりする、保護者が事件や事故の被害に遭う等があります。また、被害者だけでなく加害者もまた学校関係者であるという場合もあるでしょう。児童生徒同士の被害・加害や、被害者が児童生徒で加害者が児童生徒の家族というケース、さらに児童生徒と教職員との間の被害・加害というケースもあります。子どもの生活圏はさほど広くはないため、子どもが巻き込まれる事件事故の関係者が同じ学区内や学校内に存在することは、さほど珍しいことではないと考えられます。

子どもが何らかの犯罪被害に遭った際、特に性犯罪の被害では、教職員が最初に事実を知ることも多いでしょう。その際、その事実が事件として警察で対応できるものなのか否かの判断に迷うこともあると思います。しかし、事件化できるかどうかを学校で正確に判断するのは困難です。警察への連絡はハードルが高いと感じられるかもしれません、被害者の安心・安全の確保や適切な被害者支援の実施、再被害防止の観点からも、警察への連絡は必要です。中には被害児童やその保護者が警察署への連絡や届出に躊躇するケースもあると思いますが、警察に連絡したら即座に事件化され捜査が始まるわけではありません。「事件化するか否かも含め、今後の対応についてまずは警察に相談してみましょう。」と促して、管轄の警察署に繋いでください。

児童生徒が犯罪等の被害に遭った際、その被害児童や周囲の児童生徒に二次的被害を与えることなく、安心して学校生活を送れるように配慮すべきことは様々ありますが、大切なのは周囲の大人がその事実や被害に遭った児童生徒と誠実に真正面から向き合うことではないでしょうか。事案を楽観的に捉えたり、過小評価して、内々での対応で収めたりすることは、場合によっては子ども（児童生徒）と大人（教職員等）の信頼関係を損なうことに繋がりかねません。事件事故の被害と向き合うことは支援者にとっても苦しく、時にその事実から目をそむけたくなることもありますが、そういう時こそ警察と学校が機関の垣根を越えて協力し合い、支え合って事案に対応し、被害児童等を支援していくたらよいのではないかと思います。

6 事件の流れ

被害児童生徒の学校等生活における配慮において、被害児童生徒やその保護者には事件捜査や裁判等に伴う時間的、身体的負担が重くのしかかること、そのために学校等を欠席・早退・遅刻等する必要性があることを理解することが不可欠です。また、被害児童生徒対応における今後の見通しをもつために、被害に伴う司法手続の流れを知っておくことも重要です。

犯人や犯罪事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といいます。これは大きく、「捜査」⇒「起訴」⇒「公判」の3つの段階に分かれ、犯人が20歳以上の場合と20歳未満の場合とでは、手続が異なります。

(1) 犯人が20歳以上の場合

ア 捜査

証拠を収集して、犯人を捕まえ犯罪事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を「捜査」といいます。警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者」といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ります。(これを「身柄付送致」といいます。)

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行います。(この身柄拘束を「勾留」といいます。)裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間も、警察は様々な捜査活動を行います。

ほかに、被疑者が逃走するおそれがない場合などは、被疑者を逮捕せずに取調べ、証拠を揃えた後、捜査結果の書類を検察官に送致します。(これを「書類送致」といいます。)

イ 起訴

身柄付送致を受けた検察官は、勾留期限内に、警察から送致された書類等を精査し、自らも被害者や目撃者から事情を聴いたり、被疑者の取調べなどの捜査を行い、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかを決めます。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」といいます。(起訴された被疑者を「被告人」といいます。)

起訴には、法廷で裁判が開かれる「公判請求」と、裁判が開かれず書類審査で罰金又は科料が科される「略式命令請求」があります。

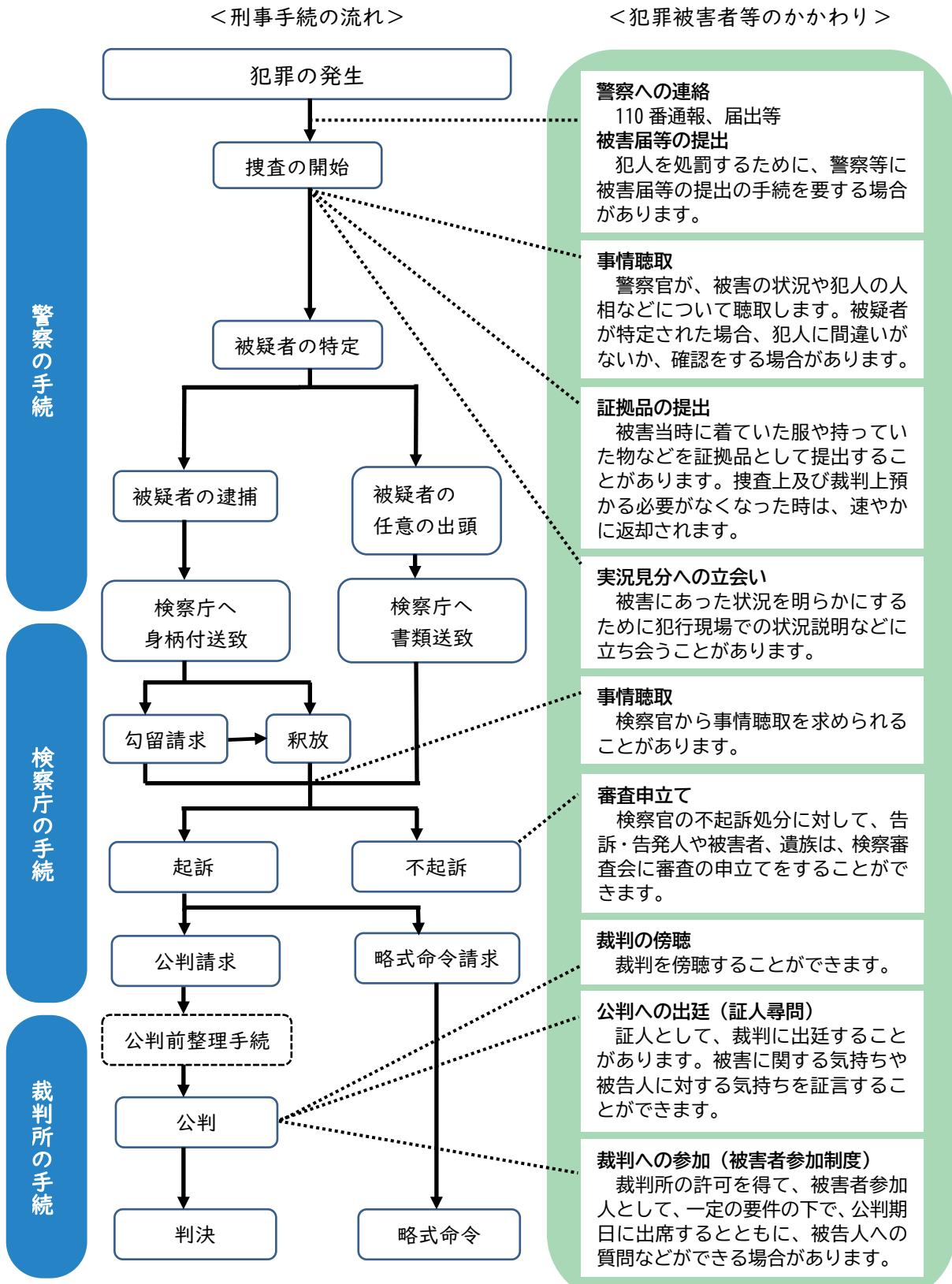
なお、書類送致をされた事件の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。

ウ 公判

被疑者が起訴された後、裁判所で公判が行われ、判決が下されます。判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所(高等裁判所)に訴えることになります。

一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。

刑事手続の流れ（20歳以上の者）と犯罪被害者等のかかわり



(2) 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

ア 捜査

犯人が14歳以上20歳未満の少年である事件については、20歳以上の者の刑事手続と同様に捜査を行います。事件のうち、拘禁刑以上の罪に当たる事件については「検察庁」へ、14歳以上18歳未満の少年の事件で罰金刑以下の罪に当たる事件については、「家庭裁判所」へ送致します。

警察から送致を受けた検察官は、取調べをした後、少年をどのような処分にすべきかの意見を付けて、事件を「家庭裁判所」へ送致します。

イ 審判

家庭裁判所では、送致された事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分に改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せずに終了します。（これを「審判不開始」といいます。）

他方、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分（少年を施設内に収容し、矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には、裁判官からの訓戒を与えた後、不処分の決定を行います。

また、家庭裁判所は、14歳以上の少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、20歳以上の者と同様の刑事処分とすべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。（これを「逆送」といいます。）この場合、検察官が少年を起訴した場合には、20歳以上の者の刑事事件と同様の裁判が開かれ刑罰を科すかどうかの決定を行います。

(3) 犯人が14歳未満の少年である場合

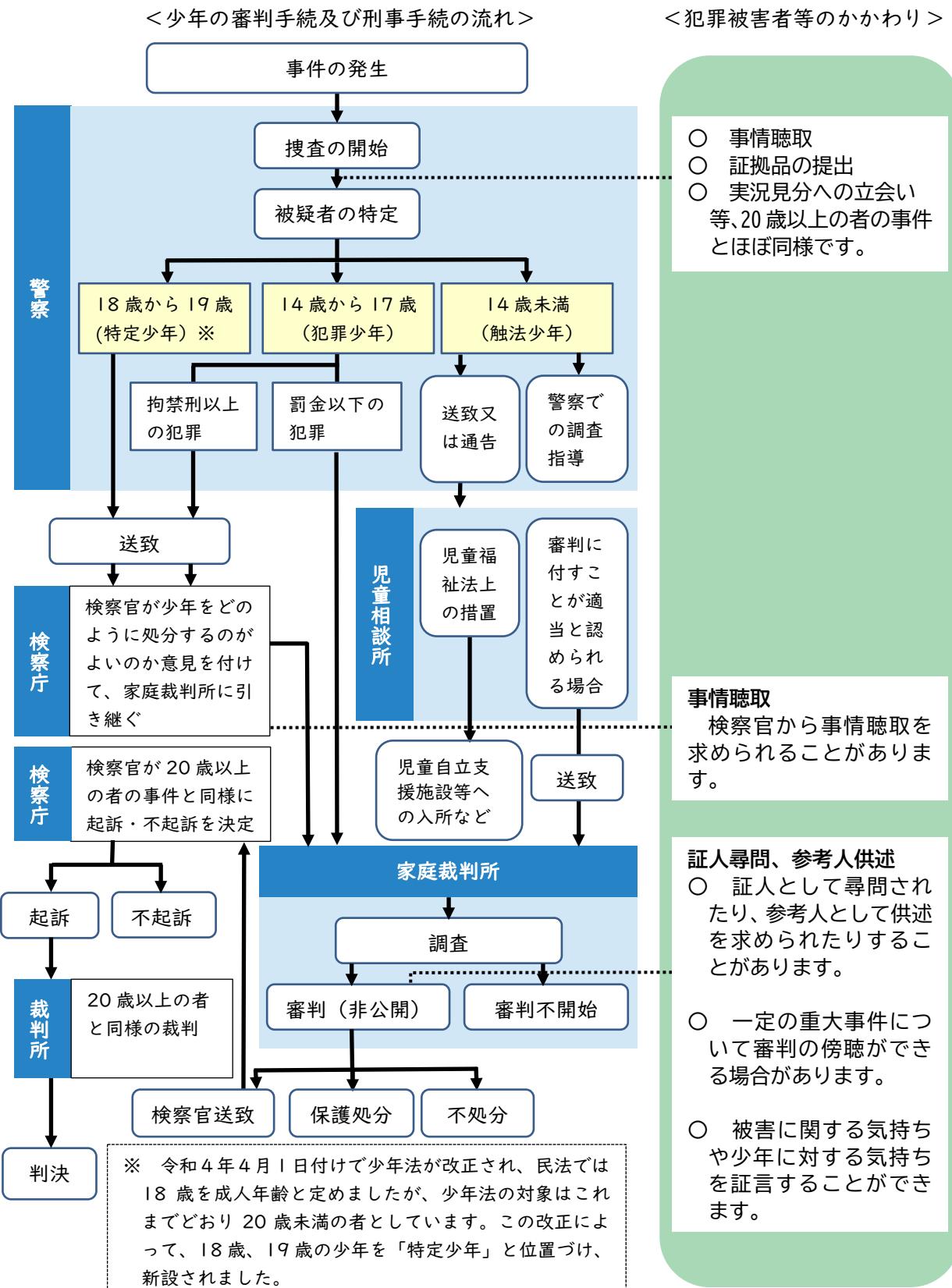
ア 調査等

犯人が14歳未満の少年事件については、法律上罰することができないことから、警察において調査を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・捜索等の強制処分ができます。警察は、調査の結果、少年を児童相談所に通告することができるほか、家庭裁判所の審判に付すべきと認めたときは、少年を「児童相談所」に送致します。

イ 児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を「家庭裁判所」に送致します。児童相談所から送致を受けた家庭裁判所は、14歳以上20歳未満の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定をし、少年に対する処遇を決めます。

少年（20歳未満の者）の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり

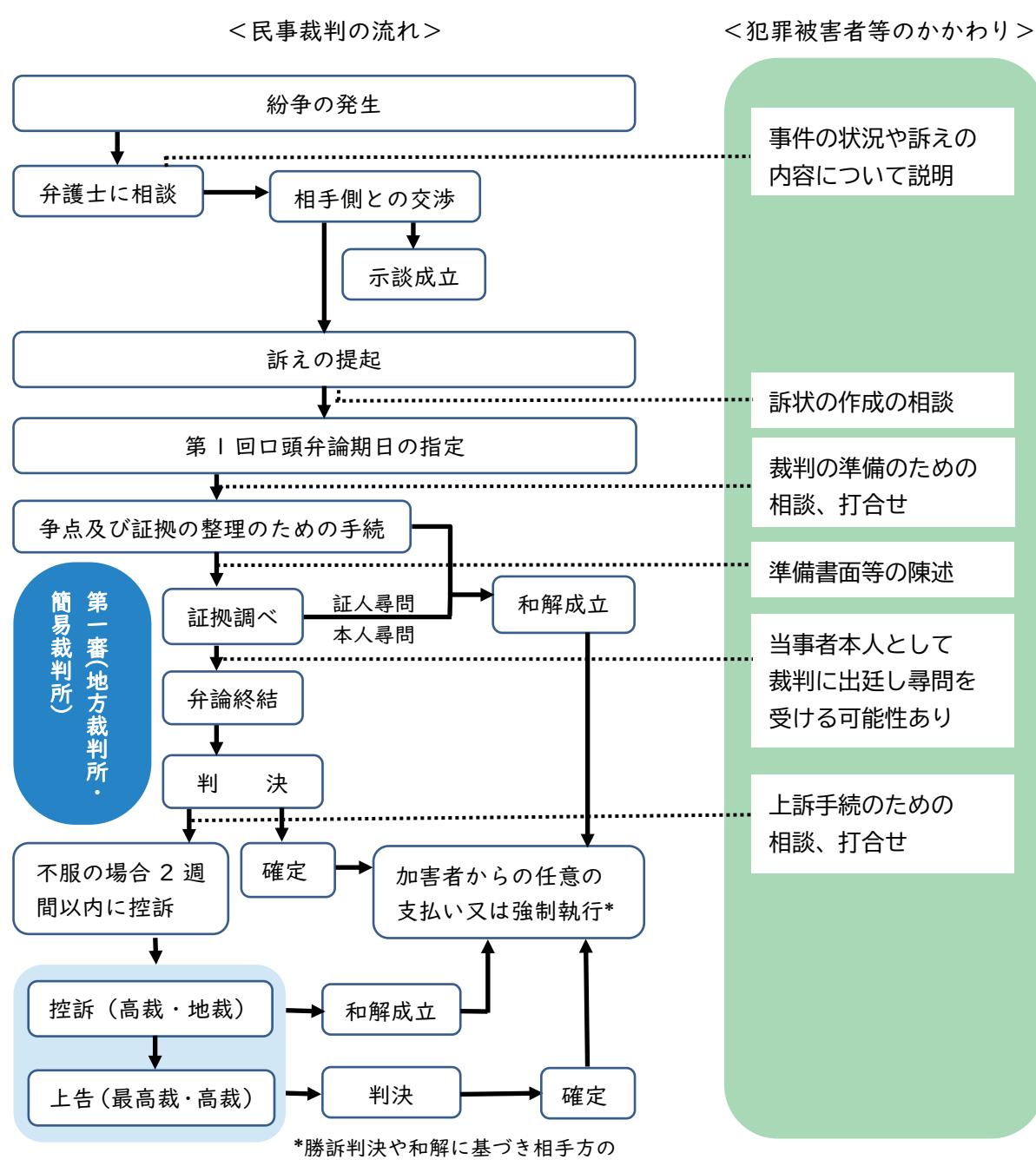


(4) 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害や身体的・精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、殺人等の一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言い渡しをした後、これに付随して、損害賠償請求に係る民事訴訟の手続の特例として、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができ、通常の民事訴訟手続と異なる手続をとります。

民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり



コラム2

少年相談・保護センターから伝えたいこと ～児童・生徒の訴えを見逃さない～

神奈川県警察本部少年育成課

神奈川県警察少年相談・保護センターは、県内8か所に事務所を設置し、公認心理師等の資格を有する少年相談員が、少年や保護者、学校などからの20歳未満の少年の非行や被害防止、犯罪被害からの立ち直り支援などに関する相談を受けています。また、相談の内容に応じ、必要と認めた場合には、保護者の了解を得て、学校や警察署、児童相談所を始めとした関係機関と連携した対応も行っています。

当センターでは、原則として相談者の思いや希望に基づいた相談対応をしていますが、相談内容から生命や身体の安全に関わること、犯罪行為や犯罪被害を認めた場合には、相談者の思いと異なる対応をする場合があります。以前、学校から「保健室に来た女子生徒の首にあざがありました。彼氏との性行為中にできたもの」のようですが、女子生徒は事を大きくしたくないとの意向を示していますが、学校としては心配なのでセンターにつなぎたい。」旨の相談を受理したことがあります。この相談に対しては、「女子生徒の生命に関わる事案のおそれがあるため、相談対応ではなく女子生徒の生命、安全の確保を最優先として対応すること」「保護者に事実を伝え、警察署に対応を求める了解を得ること」を助言しました。「事を大きくしたくない。」という女子生徒の言葉のみに基づく対応に止まらず、学校が当センターに相談したことが端緒となり、その後の捜査により首のあざは交際男性からの暴力によるものであることが判明し、傷害事件として交際男性を検挙するとともに更なる被害を食い止め、女子生徒の生命、身体の安全を確保することができました。

当センターの相談において、少年から「親から暴力を受けているが、ここだけの話にしてほしい。」と言われことがあります。こうした場合には、少年の保護や事件捜査を優先します。これは学校での対応と同様であり、「このくらいなら問題ないだろう。」「少し様子を見よう。」「生徒が誰にも言わないでと言っているから口外しないことにしよう。」などと個人的かつ安易に判断しないことが肝要です。その少年のためにできることは何であるかという視点で対応することが最も大切になります。

当センターでは、学校で起きている様々な事案に関する相談も受けており、相談の中には学校だけで対応すべきではないと認められる相談もあります。学校だけで判断することに迷いを感じたときは、当センターや最寄りの警察署に相談してください。

コラム3

児童相談所にできること

県中央児童相談所

児童相談所は、18歳未満の子どものあらゆる問題について相談を受ける行政機関です。様々な職種がチームで、子どもや家庭が抱えている課題やニーズ、環境等を把握し、「子どもの最善の利益」を優先しながら最も効果的と考えられる援助を検討し、働きかけを行っています。

児童相談所が犯罪被害に遭った子どもに出会う場面は、①家庭内で起きた児童虐待の通告②何らかの犯罪被害を受けた子どものケアに関する相談、の2つに分けられます。ここでは、性的虐待の被害に遭った子どもへの対応についてお伝えします。

① 通告～初期被害調査面接、三機関協同面接

児童相談所が性的虐待の通告を受けると、まず緊急受理会議を行います。事案の把握やリスクアセスメントを行い、初動の調査事項を決定します。そして、職員が子どもに会い、「初期被害調査面接」を行います。この面接では、子どもが最初に開示した相手（例えば担任の先生）に話した内容を確認し、一時保護の判断をします。被害の詳細な確認は、別途「三機関協同面接」と呼ばれる面接で行うため、この時は詳しく訊くことはしません。「三機関協同面接」は、子どもへの負担を最小限にするために検察・警察・児童相談所の3者が協同で行う面接で、誘導や暗示等が無い方法で子どもから聞き取りを行います。

② 身体的ケア・精神的ケア

性的虐待は、子どもの心と体に長期に渡って深刻な影響を及ぼします。例えば、身体に対するマイナスのイメージ、他者との距離の取り方の課題、性化行動（年齢に不相応な性的な言動）、自暴自棄な言動、精神的な症状等です。児童相談所では、児童心理司や保健師、医師等がアセスメントを行い、子どもに対して自身に起きていることを分かりやすく伝え、治療的なかかわりを提供します。子どもの心理的な負担に配慮した「系統的全身診察」は、専門的な研修を受けた医師による診察であり、ボディイメージの回復や合併する他の被害の発見を目的に行われます。

③ 法的対応支援や保護者支援

また、弁護士と協力し、子どもや非加害親に法的な手続きについて分かりやすく説明します。子どもが気持ちや意見をしっかりと伝えられるよう周囲がサポートすることは大変重要です。さらに、非加害親への対応も大切です。子どもにとって非加害親の存在が何よりも支えとなるからです。非加害親も傷つき混乱します。非加害親が子どもの安全について考え、子どもの立場に立ち続けられるよう支援することもまた児童相談所の役割です。

傷や^{あざ}痣などが残る身体的虐待とは異なり、性的虐待では子どもが最初に語った内容と聞き取りの方法がその後の法的なプロセスで大変重要になります。「誰が、何をしたのか」が分かったらその時点ですぐにご連絡下さい。

子どもが「被害を打ち明けた相手」として最も多いのは先生方です。子どもが話せるのは、先生方との信頼関係があるからこそです。ぜひ、小さなサインを見逃さず、ご連絡下さい。



コラム4

弁護士にできること

神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会 中里勇輝

弁護士というと、罪を犯したと疑われる側を弁護する・守るというイメージをもつていらっしゃる方も少なくないかと思います。

実は、犯罪被害に遭われた方の支援に携わる弁護士はたくさんいて、特に神奈川県は、全国的に見ても、弁護士による支援が充実している自治体です。

私は、被害に遭った子どもたちや保護者の負担を少しでも軽減するために、積極的に弁護士に相談していただきたいと考えております。

弁護士による被害者への支援として具体的にどのようなことが行われているのでしょうか。

弁護士による支援の多くは相談から始まります。相談の主な目的の1つとして、お話を聴かせていただき、今がどういった状況なのかを整理し、どういった支援が可能なのかを説明することが挙げられます。

刑事案件について一般的な流れを説明すると、被害届の提出から始まり、警察や検察官による捜査、起訴、裁判といった過程を経ますが、これらの一連の過程で、被害者が、捜査や裁判への協力を求められることは少なくありません。事案によっては、被疑者・被告人の弁護人から示談を求められることもあります。

しかし、当の本人である被害者が、今がどういった段階で何が行われているのか、これから何が行われるのか、これらの目的が何なのか、十分に理解できていないことも少なくありません。示談金として提示された金額が十分なのか、示談が事件にどのような影響を与えるのかを心配される方多くいます。

弁護士に相談していただくことで、この一連の過程について説明を受けて理解してもらうことができますし、事案によってはそれぞれの過程において代理人となった弁護士によるサポートを受けることも可能です。

また、刑事裁判では、被害者が裁判に参加したり、事件に対する自分の気持ちを裁判官に伝えたりするなど、被害者が積極的に裁判に関わっていくことが認められる場合もあります。裁判への参加となると法律的な知識も踏まえた対応が必要となるので、弁護士が代理人としてサポートすることが多いかと思います。

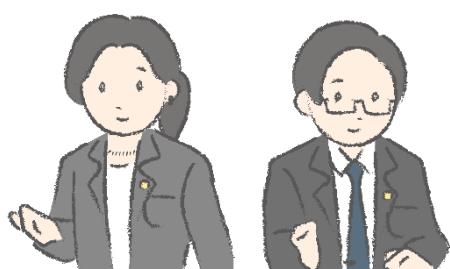
ここまででは一般的な犯罪被害の場合を想定して説明しましたが、刑事事件が終わった後に、被害弁償のお手伝いをさせていただくこともあります。

また、場合によっては、同級生など加害者が学校関係者であるケース、保護者が加害者となる虐待のケースも想定されます。こういったケースでは、学校や、加害者である同級生・保護者との関係の調整が必要となります。それらの過程においても、代理人となった弁護士によるサポートを受けることができます。

犯罪被害者が子どもの場合、保護者からご相談を受けることが多くなりますが、大人であっても「何が分かっていないのかすら分からない」という方が少なくありません。今がどういう状況で、何のために協力を求められているのか、それを理解するだけでも、子どもや保護者の負担は軽くなるはずです。わからないことばかりな中で、「困ったときは、とりあえず弁護士に連絡すればいい」と思えるだけでも、気持ちが楽になる部分があるかもしれません。

弁護士への相談費用、代理人として依頼する場合の費用についても援助の制度が充実しており、実際に、費用負担なく相談・依頼できているケースがほとんどかと思います。

弁護士への相談となると、敷居が高く感じる方も多いと思いますが、教職員の皆様には、ぜひ、積極的な弁護士への相談を保護者等に勧めていただけますと幸いです。



7 二次被害を防ぐために

被害児童生徒やその保護者は、生命を奪われる（家族を失う）、傷害を負わされる、金銭など財産を奪われるといった直接的な被害だけでなく、様々な困難な状況に直面します。その中で特に、精神的な健康を悪化させ、安全・安心な日常生活を妨げる要因となるのが、周囲の人々による何気ない言動などから受ける精神的苦痛、いわゆる「二次被害」です。

二次被害を防ぐためには、被害による強い精神的なダメージ、すなわちトラウマ（40ページ参照）が被害児童生徒や保護者に与える影響を理解し、適切に対応することが重要です。

（1）二次被害とは

◆二次被害◆

二次被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受けている精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穀の侵害その他の被害をいいます。

被害児童生徒や保護者は、被害にあったことで様々な心情を体験します。例えば、

- 「あのときこうすればよかった」「なぜ〇〇してしまったのだろう」といった後悔
- 「被害を避けることができなかつた」「自分が〇〇していれば防げたかもしれない」といった自責の念
- 「こんな被害にあうなんて恥ずかしい」「自分はだめな人間だ」といった羞恥や劣等感などです。

このような心情を理解せずに、「もし、あなたが〇〇していたら被害にあわなかつたかもしれないね」といった言葉をかけると、自責感を助長し、二次被害を生じさせることになります。また、「なぜ〇〇してしまったの？」と問いかけることも、責任を問うように聞こえ、既に後悔や自責の念で苦しんでいる被害児童生徒を更に傷つけることになります。

さらに、被害児童生徒の精神的不調は時間の経過とともに落ち着いていくことが多いですが、善意からの励ましや慰めの言葉であっても、「時間が解決してくれるよ」「もう大丈夫そうだね」などは、被害児童生徒を傷つける場合があるため注意が必要です。同様に、「もっと大変な人がいます」「これくらいの被害でよかったね」といった比較も避けるべきです。

これらの言葉の言い換えは次ページのとおりです。

学校等では、教職員等やほかの児童生徒による何気ない言動によって二次被害が生じないよう配慮が求められますが、完全に防ぐことは困難です。そのため、被害児童生徒や保護者がどのような心理的問題を抱えているのかを理解し、定期的に連絡・確認を行い、気持ちを確認できる関係を築くことが大切です。

◆二次被害を生じさせる言葉と言い換え◆

自責感を助長する言葉

※「もし、あなたが～していたら被害にあわなかつたかもしれないね」

- 「あなたは悪くありませんよ」
- 「話してくれてありがとう」等
悪いのは加害者であるということを明確に伝える、不安を軽減させる

責任を問うような言葉

※「なぜ～してしまったの？」

- 「どういうこと（気持ち）があって、～することになったのですか？」等
「なぜ」ではなく「どういうことで」に言い換える（経緯や被害当時の気持ちを聞く）

安易な励ましや頑張りを促す言葉

※「時間が解決してくれるよ」
※「もう大丈夫そうだね」

- 「大変な状況で頑張っていますね」等
労いの言葉をかける
- 「体調はどうですか？」等
児童生徒やその家族が自ら状態を伝えられるように聞く

人と比較するような言葉

※「もっと大変な人がいます」
※「これぐらいの被害でよかったです」

- 「大変でしたね」等
人と比較せず、被害児童生徒やその家族の大変さを労う

(2) 被害児童生徒や保護者の心理状況

被害にあうと、身体的な外傷がなくても、トラウマを負う場合があり、心身や行動に影響が現れます。こうしたトラウマ反応は、保護者にも現れることがあります。トラウマの影響を正しく理解していないと、「手がかかる」「問題行動」と受け止めて厳しく指導したり、逆に関わらないようにしたりして、精神的苦痛を深めてしまう可能性があります。

ア トラウマが心身や行動に与える影響

◆トラウマとは◆

個人で対処できないほどの圧倒されるような体験によってもたらされる心の傷を「トラウマ」といいます。

日本では、阪神淡路大震災や東日本大震災など大きな災害が思い浮かびやすいかと思いますが、大切な人の予期せぬ死、脅かしや何らかの身体的暴力、命に関わる自動車事故など命や体に危機を感じる体験がトラウマとなります。さらに、出来事を体験した本人だけでなく、それを目撃した人や、家族など身近な人が被害にあうこともトラウマとなる可能性があります。

犯罪被害は、児童生徒にとって突然起きる理不尽な体験であり、受け入れ難い出来事です。そのため、一種の麻痺状態になり、怒りや悲しみなどの感情を感じられない場合や、「他人事のようだ」「現実感がない」と感じる場合もあります。このような場合、一見落ち込んでいるように見えて、実は強いトラウマを負っていることがあります。

また、被害にあった場所や関係する人・物・出来事を避けようしたり、逆に思い出したくないのに頭に浮かんで辛くなったりすることがあります。不眠や食欲不振、頭痛や腹痛、集中力の低下などの問題が起こることも少なくありません。自責の念や後悔などから、自己肯定感が下がり、抑うつ症状や気分の落ち込みが続くだけでなく、強い怒りや情緒不安定な状態になる場合もあります。

このような状態は、早期に自然と改善することがありますが、長く続く場合は医学的には、PTSD（心的外傷後ストレス症）などの診断に該当し、専門医療機関での治療が必要になることもあります。

児童期（小学生）までの場合は、腹痛等の身体症状が出やすく、落ち着きのなさや大人へのまとわりつきなどの行動面に現れることが一般的です。幼児期（未就学児）の場合は、いわゆる赤ちゃん返り（退行）がみられることがよくあります。発達には個人差があるため、小学校低学年の児童生徒が被害にあった場合でも、幼児期の反応を示すこともあります。

こうした心身の不調は、保護者にも起こることがあります。保護者のショックが大きいほど、自分の感情をコントロールできず、我が子や教職員等に対し、非難や怒りなど否定的・拒絶的反応が出やすいといわれています。

◆PTSDの主な症状◆
(心的外傷後ストレス症：Post Traumatic Stress Disorder)

○侵入症状（フラッシュバック）

トラウマとなった出来事に関する不快で苦痛な記憶が突然よみがえってきたり、悪夢として反復される。思い出したときに気持ちが動搖したり、その時と同じような身体反応が出現する。

○回避症状

トラウマとなった出来事に関して思い出したり考えたりすることを極力避けようとしたり、思い出させる人、物、状況や会話を回避する。

○認知と気分の陰性の変化

否定的な認知、興味や関心の喪失、周囲との疎遠や孤立を感じ、陽性の感情（幸福、愛情）が持てなくなる。

○覚醒度と反応性の著しい変化

イライラ感、無謀な自己破壊的行動、過剰な警戒心、ちょっとした刺激にもひどくびくっとするような驚愕反応、集中困難、睡眠障害がみられる。

トラウマを体験した後に生じる精神的な後遺症をPTSD（心的外傷後ストレス症）といいます。このPTSDは4つの主症状から成り、一般的に症状が1か月以上続く時にはPTSD、1か月以下の時にはASD（急性ストレス症：9ページ脚注参照）と診断されます。

「**侵入症状**」は、勉強をしていたり、外を歩いていたりするときに突然、出来事の光景が頭の中によみがえって再生され、強制的にそれを見続けさせられるような症状であるといわれます。また、夜寝ているときに悪夢として現れたり、自分では思い出したくないのに頭に浮かんできたりします。自分の意思で止められるものではなく、コントロール不能な想起であり、いわゆる「フラッシュバック」といわれるものです。

「**回避症状**」は、とてもショックな出来事があったとき、それを思い出させるようなものは避けたいと感じるのが当然のことですが、その出来事によって大きな危険を感じたということを脳が覚えているため、関連するものは全部危険なものだと反応して、ことごとく避けてしまうという症状です。例えば、被害にあった場所に近づけなくなったり、加害者と似た背格好の人を見かけるだけでも恐怖や緊張、苦痛を感じるので避けたりしてしまう、というようなことが起こり得ます。

「**認知と気分の陰性の変化**」は、社会は危険だ、他人は信用できない、私が悪い、といったように世界や他人、自分に対するものの見方が変化したり、肯定的な感情が長く続かない状態になったりする症状です。感情のコントロールが難しくなり、他者と人間関係を築くことが難しくなってしまう場合もあります。また、こうした症状以外にも、何事にも興味関心を抱けなくなったり喜怒哀楽といった自然な感情が麻痺したように感じられたりすることもあります。被害直後に感情が麻痺したような状態になると、他人からはかえって落ち着いているように見えることもあります。

「覚醒度と反応性の著しい変化」は、一度トラウマになる出来事を体験すると、センサーが敏感になり、普通では危険でないことでも危険だと強く反応してしまう症状です。どこにいても、何をしても頭が安全だと判断できず、いつも強く緊張し、ピリピリしていて、ふだんは気にならないようなこともとても気になり、イライラして落ち着きがない。そんな状態が続くと疲弊してしまい、集中力も落ちてしまうということが起こります。

イ 被害児童生徒やその保護者に現れるトラウマ反応

思いもよらない被害体験によって、それまでの生活が破壊され、安全感が損なわれ、周囲の世界や人が信じられなくなり、心身や行動にトラウマ反応が現れます。

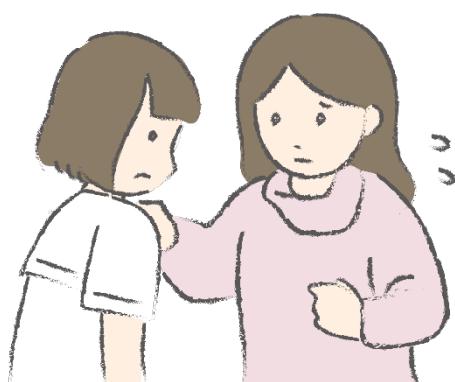
心の面では、安心感や安全感、信頼感の喪失、恐怖や不安、フラッシュバックなどの症状が現れ、身体面では、緊張や体調不良、ストレス反応が引き起こされます。

行動面では、常に危機的状況であるかのように思い込み、「闘争」「逃走」「すぐみ反応」などの反応を示すことがあります。周囲からは、安全な環境にあるにも関わらずこれらの反応が現れることで、誤って「攻撃的」「問題行動」「やる気がない」「問題のない子」などと捉えられてしまうことがあります。

トラウマの現れ方は人それぞれであり、性格や直面している困難な状況、周囲の環境などによって異なります。また、被害直後に精神的負担が生じる場合や、時間が経ってから苦しくなる場合もあります。

◆被害児童生徒に現れるトラウマ反応◆

- **闘争**：普通の会話なのにけんか腰。すぐに大声で怒鳴る。反抗的になる。／こちらからの関わりに拒絶的である。
- **逃走**：やる気がなさそう。／何に対しても意欲を示さない。やる気にもらがれる。／普段は何も問題がなさそう。でも突然キレて激怒する。
- **すぐみ反応**：いつも問題なく一見適応が良い。／誰にでも愛想よく従う。／急にふさぎ込んだり寝込んだりする。



児童生徒が被害にあったことを認識したとき、「二次被害を起こさないようになるべく被害について聽かないようにしよう」と考える人もいれば、「誠心誠意関わろう」と考える人もいるでしょう。しかし、何もしないことが二次被害につながることもあれば、干渉しそぎることが二次被害につながることもあります。児童生徒が一人ひとり異なる性格や行動を持つように、被害児童生徒への対応にも絶対的な正解はありません。

被害児童生徒やその保護者への対応にあたっては、「これはトラウマ反応なのではないか」「そのような方法でしか自分の感情を表現できないのではないか」「その行動は問題行動ではなく、その人にとっての最善の方法=適応ではないか」という視点を持ち、相手の心の中を想像しながら、自分の支援に対する相手の反応を常に気遣うことが大切です。

学校等の対応においては、まず被害児童生徒のショックや悩み、不安をよく聴き、受け止め、理解を示す姿勢が求められます。そして、被害にあうと誰でもこうした心身の問題が生じ得ることや、適切な支援や治療を受けることが大切であることなどを、早い時期から伝えておく必要があります。

また、トラウマの影響を理解した上で、様々な行動の背景に被害によるトラウマの影響があるかもしれないという可能性を考えながら関わることが重要です。

その他、被害児童生徒の心理状況を踏まえた具体的な対応や留意点は、69ページからの「第2章 被害認知後の対応」で示しています。

8 関係機関にできること～神奈川県における犯罪被害者等支援～

本県においては、平成17年に施行された基本法を受け、平成21年に都道府県では全国で2番目となる「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、この条例に基づき、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定して、犯罪被害者等への総合的な支援に取り組んでいます。

神奈川県犯罪被害者等支援条例

目的

犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与する。

基本理念

- ・犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援の提供
- ・すべての県民の理解と配慮、自発的な取組の促進
- ・県、県民等、市町村の連携・協力による犯罪被害者等支援の推進

(1) 神奈川県における犯罪被害者等支援の体制

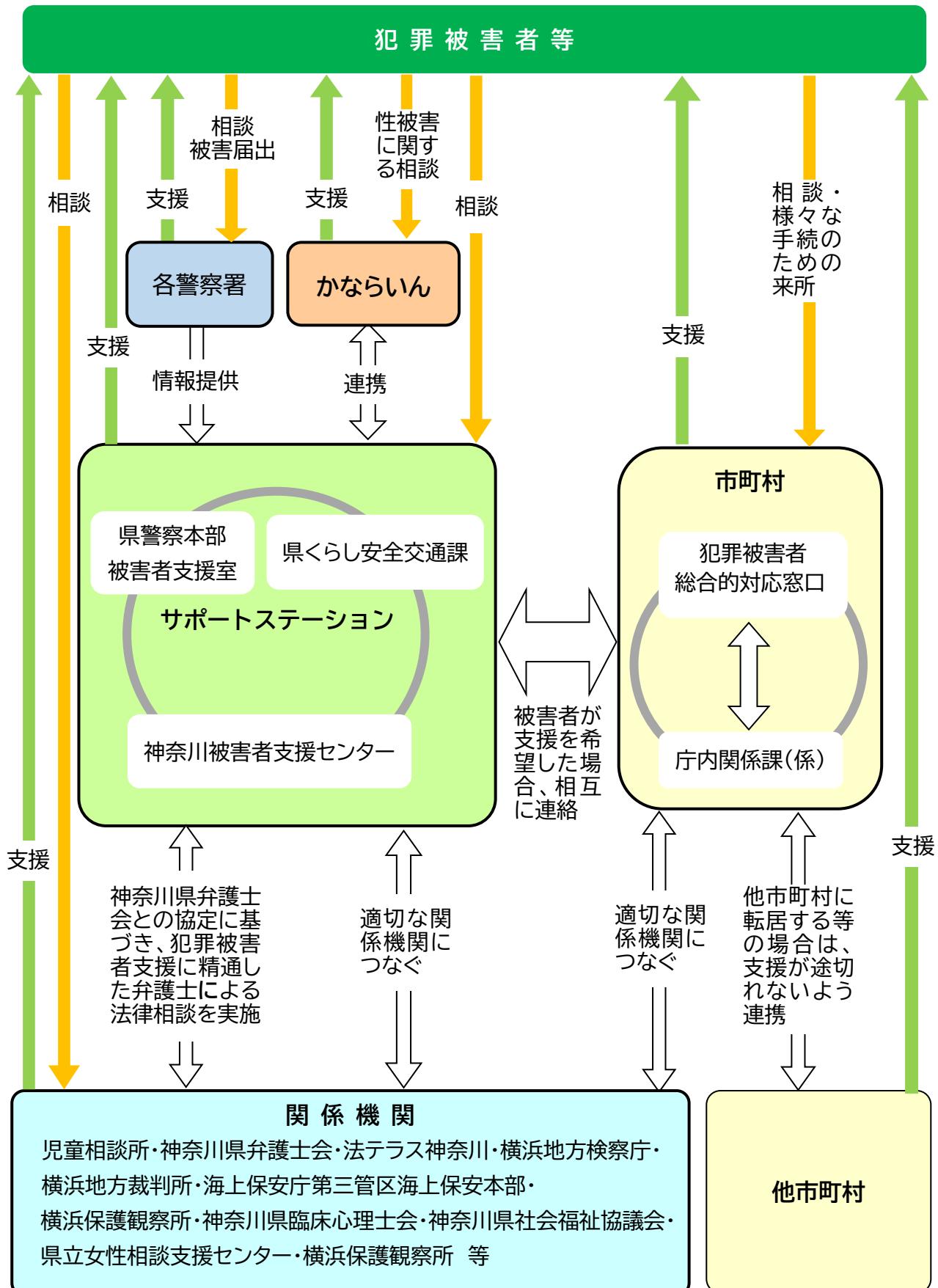
神奈川県庁の犯罪被害者等相談窓口は2つあり、1つ目は、かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下、「サポートステーション」という。）、2つ目は、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下、「かならいん」という。）です。

また、市町村においても総合的対応窓口が設置されており、犯罪被害等支援に特化した条例を制定して各種支援を行っている市町村があります。

その他、様々な機関・団体によって支援が提供される体制になっています。

本県の犯罪被害者等支援における体制図並びにサポートステーションと「かならいん」の支援対象及び支援内容の概要は次のとおりです。

■ 神奈川県の犯罪被害者等支援における体制図



サポートステーションは、県、県警察、民間支援団体（公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体）の公益社団法人神奈川被害者支援センターの三者で一体的に運営しており、「かならいん」は県の直営です。

どちらの窓口でも、相談は幅広く受け付けておりますが、支援にあたっては、サポートステーションは、性被害を含め、被害届の提出等により警察に被害を申告した犯罪被害者等、「かならいん」は警察に未届の不同意性交等・不同意わいせつ相当の性被害を受けた方の支援に対応しています。

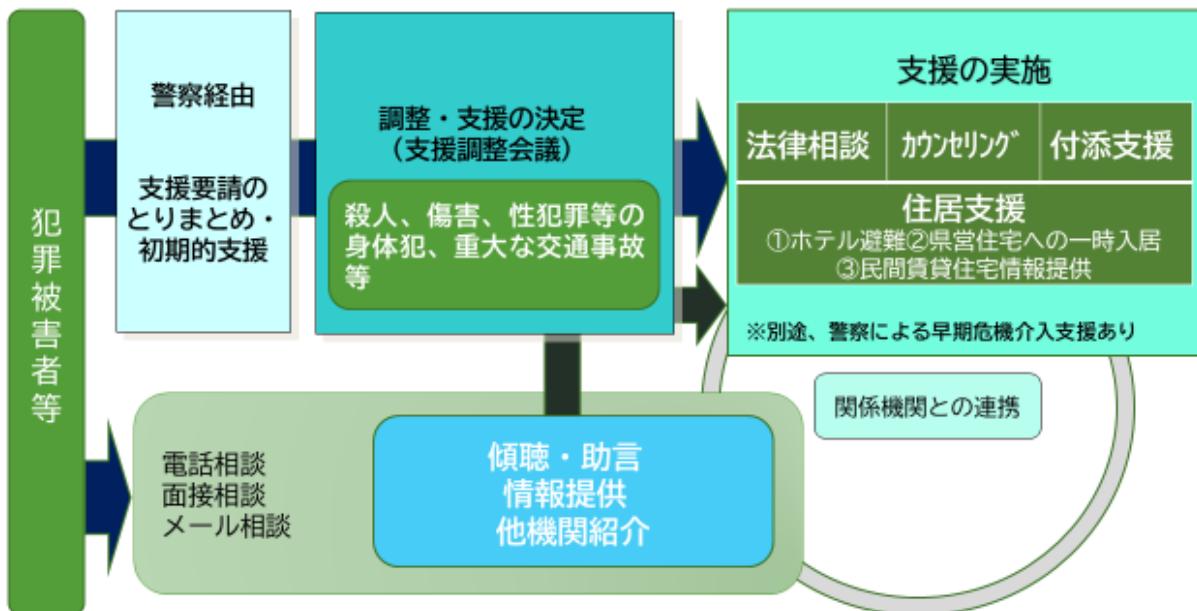
サポートステーションと「かならいん」は、いずれも県くらし安全交通課横浜駐在事務所が所管しているため、どちらに相談が入った場合でも、相談者の同意を得た上で、警察と被害の申告状況を確認しながら、相互に情報共有・連携して支援に取り組んでいます。

■ サポートステーションと「かならいん」の支援対象と支援内容

	かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター「かならいん」	かながわ犯罪被害者 サポートステーション
運営者	神奈川県（直営）	県、県警察、神奈川被害者支援センターの3者で一体的に運営
支援対象	<p>警察に未届の 不同意性交等罪、不同意わいせつ罪相当の 被害を受けた方 (警察への相談を躊躇している方 等)</p>	<p>相互連携</p> <p>警察に被害を申告した 下記罪種の被害者</p> <p>身体犯（殺人、傷害（全治1か月以上）、 不同意性交等、不同意わいせつ）等 交通事故（死亡又は全治3か月以上） *支援対象者の約6割は性犯罪被害者</p>
支援内容	医療支援、法律相談、 カウンセリング、付添支援	医療支援（県警察制度を利用）、 法律相談、カウンセリング、 住居支援、付添支援

(2) かながわ犯罪被害者サポートステーション

ア 支援につながるまでの流れ



警察において事件受理をされると、事件を所管している警察署から被害者やそのご家族に「被害者の手引き」という冊子が配付され、支援制度等の説明がなされます。そして、犯罪被害者等からサポートステーションでの支援の希望が事件を所管している警察署に伝わると、県、県警察、神奈川被害者支援センターの3者で支援調整会議を行い、支援内容を決定します。

警察署からの支援希望情報以外にも、サポートステーションや「かならいん」へ相談されたことから支援につながることもあります。

イ 相談及び支援

主な支援メニューとして、法律相談、カウンセリング、検察庁や裁判所等への付き添い支援のほか、事件が全国的に報道され、自宅に報道関係者が多数押し寄せるなどによる二次被害防止が必要と認められる被害者や、自宅で被害にあわれた被害者に対し、緊急避難場所としてのホテル提供等の住居支援を行っています。詳細は48~50ページを参照ください。

【サポートステーションへの相談】

電話相談

犯罪被害にあわれた方からのさまざまな相談に応じています。

【電話番号】045-311-4727

【相談時間】月～土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3をいう。以下同じ。）、
かながわ県民センターの休館日を除く

面接相談

電話により予約（電話番号は電話相談と同じ）

メール相談

県ホームページの「サポートステーション」のページより

「犯罪被害者等相談フォーム」をご利用ください。

※メール相談は、回答に日数がかかる場合があります。

お急ぎの場合は、電話相談をご利用ください。



【サポートステーションにおける支援】

被害者等への初期対応（手続の説明）

犯罪被害にあわれた方に、被害者支援に関する手続等の情報提供を行っています。

法律相談

犯罪被害者等が犯罪等により直面している法律問題の円滑な解決を図れるよう、犯罪被害者等支援に精通した神奈川県弁護士会所属の弁護士による法律相談を実施します。（原則1回。2回まで無料）

【支援対象者】

1 犯罪が発生した時点で県内に居住している犯罪被害者等

犯罪被害者が死亡した場合又は傷害等の被害を受けたことにより意思表示ができない場合は、犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、神奈川県内での相談に限る。

2 日本国又は日本国外の日本籍船舶若しくは日本籍航空機における犯罪行為によって被害を被った者（財産犯並びに交通事故事件の示談交渉のみを目的とするものを除く。未遂を含む。）

3 警察に被害申告があるなど、被害者であることが客観的に確認できる者

【支援対象外】

1 犯罪被害者と加害者間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合（監護者性交等罪及び監護者わいせつ罪並びに犯罪の性質、加害者との関係その他の事情を考慮して特に必要と認められる場合を除く。）

2 犯罪被害者が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき犯罪被害者にも責めに帰すべき行為がある場合

3 犯罪被害者が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合

4 その他の事情から判断して法律相談による支援が社会通念上適切でないと認められる場合

カウンセリング

犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害の回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。（原則上限10回・無料）

なお、20歳未満の被害者及びその家族に対するカウンセリングについては、サポートステーションではなく、県警察少年育成課が原則実施します。

【支援対象者】

- ・犯罪等により起因して精神的なケアが必要となった犯罪被害者及びその家族又は遺族

検察庁、裁判所等への付添い

犯罪被害者等が検察庁や裁判所などに出向く際に、被害者支援センターの支援員が付添います。（無料）

【支援対象者】

- ・犯罪等により被害を被ったもの及びその家族又は遺族

住居関係支援

①緊急避難のためのホテル等への宿泊

被害直後の緊急避難場所としてホテル等宿泊先の提供を行います。（原則3泊以内）

【支援対象者】

- 1 神奈川県内に在住し、神奈川県内で発生した殺人罪及び不同意性交等罪等の被害者及び家族又は遺族（被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）で、事件発生直後において一時的に安全な居住場所を確保する必要があると認めた者
- 2 警察に被害申告があるなど、客観的に犯罪被害者等であることが確認できる者
- 3 その他知事が特に必要と認める場合は、緊急避難場所（ホテル等）を提供できる。

【支援対象外】

- 1 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律及びストーカー行為等の規制等に関する法律の違反に該当する場合
- 2 犯罪被害者等と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む）がある場合
- 3 犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき被害者にも責めに帰すべき行為がある場合
- 4 犯罪被害者が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- 5 その他の事情から判断して緊急避難場所（ホテル等）の提供の支援が社会通念上適切でないと認められる場合

②県営住宅の一時使用

県営住宅の一時使用（原則3か月以内、最高1年間を限度として延長可）による支援を行います。（収入に応じた家賃は被害者負担）

【支援対象者】

犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった、又は、現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために居住することはできなくなった、住宅に困窮している県内在住者のうち、下記のいずれにも該当する者

- 1 犯罪等により公営住宅法第23条第2号の住宅困窮要件を満たす者であること
- 2 集合住宅で生活ができ、自立が見込める者で、一時使用期間終了時までに、安定した住宅を確保する意欲があること
- 3 一時使用期間中、県職員が行う生活状況等の確認に応じる意思があること

③民間賃貸住宅の情報提供

（公社）神奈川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会神奈川県本部の協力により、犯罪被害者等の方の希望に沿った民間賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、入居契約時における仲介手数料を無料化します。

【支援対象者】

- ・現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者
- ・その他、神奈川県知事が特に必要と認める場合は、支援を提供できるものとする

【支援対象外】

- 1 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合
- 2 犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき被害者にも責めに帰すべき行為がある場合
- 3 犯罪被害者が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- 4 その他の事情から判断して支援の提供が社会通念上適切でないと認められる場合

(3) かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

性犯罪や性暴力の被害者は、早い時期に適切な支援を受けることが早期回復につながるといわれている一方、羞恥心や自責の念などから、警察への被害申告をためらい、誰にも相談できずにひとりで悩んでいることが多い現状にあります。令和6年の国調査によると、性被害にあったが警察に届け出していない人は75.0%、4人に3人と非常に高い割合であり、刑法犯認知件数における性犯罪被害者数は氷山の一角にすぎないといえます。



◆過去5年間に性的事件の被害に遭い、
捜査機関に届出していない人 75.0%
法務省「第6回犯罪被害実態（暗数）調査」令和6年

◆不同意性交等をされた被害経験
あり 4.7% (女性の8.1%)
◆どこ(だれ)にも相談しなかった 55.7%
内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和5年度

警察に被害届を提出した場合、警察による証拠採取や医療機関を受診した際の初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等について、県警察の公費負担制度を利用できますが、警察への被害申告を躊躇されており、警察による支援を受けることができない方に対しては、「かならいん」で支援を行っています。

ア 支援の流れ

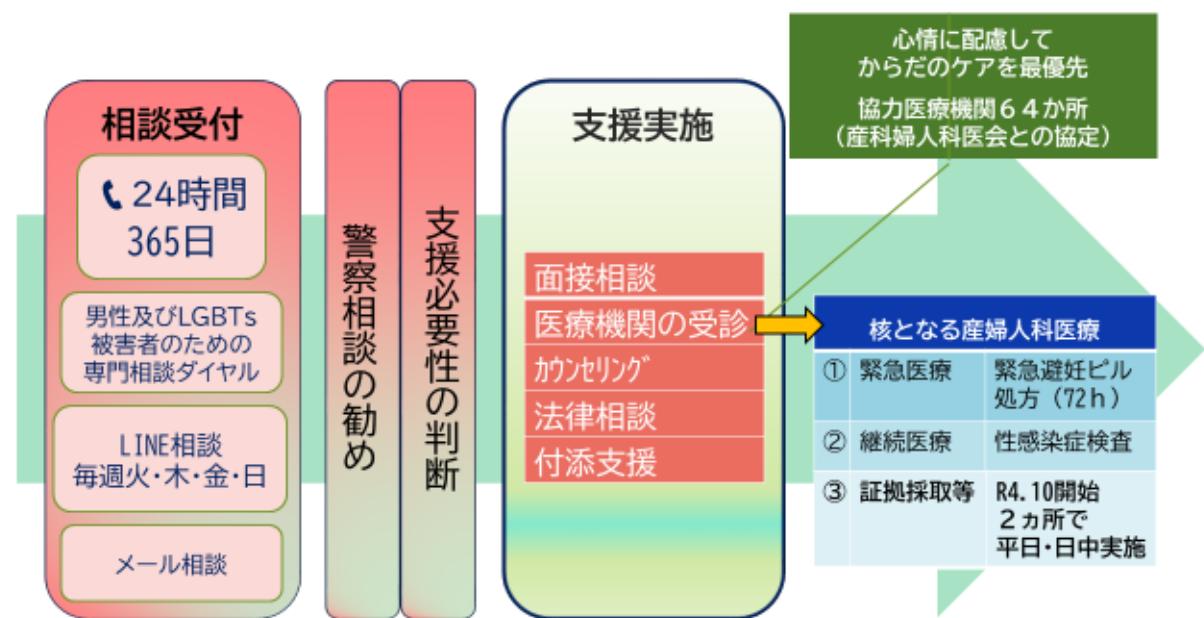
「かならいん」では、24時間365日電話による相談のほか、週4回LINEによる相談を受け付けています。相談いただいた方には、まずは警察への相談を勧めていますが、警察への相談や被害の届出を躊躇等されている被害者の方に対しては、医療機関の受診費用の負担やカウンセリング、法律相談、付添支援を行っています。

最近は、児童生徒の性被害に関する相談が増えています。特に、令和6年7月からLINE相談を始めたことに加え、令和7年度から小学4年生に性暴力被害に関する子ども向け普及啓発リーフレット「大切なあなたに伝えたいこと」を配付したことにより、保護者からの相談に加え、児童生徒本人からの相談も増加傾向にあります。

「かならいん」の法律相談では、民事手続きと刑事手続きの違いや、警察に届け出た場合と届け出なかった場合、それぞれ何をどこまでできるか等を弁護士に相談できます。

また、被害を受けた児童生徒にどう接したらよいか等、「親ガイダンス」といった形でのカウンセリングを希望される保護者も増えています。

なお、途中で警察に被害届を提出された場合、カウンセリングについてはサポートステーションへの支援に移行しますが、移行後も引き続き同じカウンセラーに相談することができます。また、被害届の提出により、前述のとおり警察制度による医療支援を受けることができるようになります。



※ 上図の協力医療機関及び証拠採取等の医療機関の数は令和7年10月1日現在

◆「かならいん」における証拠採取の流れ

性犯罪の被害者が警察への被害申告をためらっている場合、被害からの時間経過とともに、身体や服等に付着した体液など犯罪を立証する上で重要な証拠となり得る資料を採取する機会を逃してしまう可能性があります。

また、警察に被害の届出をした被害者については、緊急避妊薬の処方や性感染症検査、証拠採取等が警察の支援制度の中で受けられますが、警察に未届の場合は警察の支援が受けられません。

このため、「かならいん」では、緊急避妊薬費用や性感染症検査の公費負担のほか、県内2か所（令和7年10月末現在）の医療機関で証拠となり得る資料（検体）を採取し、のちに被害者が被害届提出を決意する、又は法で定める犯罪の時効期間等まで保管する仕組みがあります。なお、中絶費用の公費負担はしておりません。

イ 相談及び支援案内

【「かならいん」への相談】

電話相談

被害にあわれた方やそのご家族などからの電話相談をお受けしています。

【電話番号】 はやくワンストップ # 8 8 9 1 (全国共通番号 通話料無料)
 NTTひかり電話からは 0120-8891-77 (通話料無料)
 又は 045-322-7379 (通話料がかかります)

【相談時間】 24 時間 365 日 年齢性別不問

男性及びL G B T s 被害者のための専門相談ダイヤル

性被害にあわれた男性やL G B T s の方のご相談を専門相談員が相談をお受けしています。

【電話番号】 045-548-5666 (通話料がかかります)

【相談時間】 毎週火曜日 16:00~20:00 祝休日・年末年始を除く

かながわ性被害相談 L I N E

性被害にあわれた方やそのご家族などからのL I N E 相談をお受けしています。

【相談受付時間】 毎週火・木・金・日曜日 16:00~21:00

※L I N E 相談受付時間外は、電話相談をご利用ください。



メール相談

県ホームページの「かならいん」のページより

「犯罪被害者等相談フォーム」をご利用ください。

※メール相談は、回答に日数がかかる場合があります。

お急ぎの場合は、電話相談をご利用ください。



【「かならいん」における支援】

面接相談（予約制）

相談者の気持ちを大切にしながら、心とからだのケアのために、どうしたらよいのか、相談者と一緒に考えます。

医療機関受診

緊急避妊薬の処方や、性感染症などの検査を受けることができます。

また、性被害を受けた方が、のちに警察に被害を届け出たいと思った場合に備え、証拠となる可能性のある体液等を、あらかじめ、医療機関で採取し、保管しておく仕組み（証拠採取等）があります。

「かならいん」医療支援における証拠採取等は、月曜日から金曜日（祝休日及び年末年始を除く）の9時から17時に実施しています。

※産婦人科受診費用等の一部を公費で負担します。

カウンセリング

臨床心理士等によるカウンセリングを受けることができます。（原則上限10回・無料）

法律相談

弁護士による法律相談を受けることができます。（原則1回。2回まで無料）

付添い支援

職員が医療機関や警察などへ付き添います。

(4) 県独自の経済的支援

サポートステーションと「かならいん」による支援のほか、県独自の経済的支援として神奈川県犯罪被害者等見舞金制度があります。

18歳未満の児童生徒の被害に関して、犯罪による怪我によって入院した、又は被害による精神疾患のため通学できなくなった等により、重傷病見舞金を給付した事例があります。また、自宅付近で被害にあったことにより、被害を思い出したり、加害者と顔を合わせたくない等の理由により、転居を余儀なくされた児童生徒と同居の保護者に対する転居見舞金を給付した例もあります。

神奈川県犯罪被害者等見舞金制度

■対象となる犯罪被害

令和6年4月1日以降に日本国内で行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（正当行為、正当防衛及び過失による行為は除く。）

⇒「過失」がつく罪種は対象外（過失運転致死傷、重過失致死等）

■申請期限

犯罪被害を知った日から2年以内かつ犯罪被害が発生した日から7年以内

■見舞金の内容

種類	対象者	給付額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した方の県内在住のご遺族	70万円
重傷病見舞金	犯罪行為による負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院を要する（疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服する（通学する）ことができない）と医師に診断された県内在住の犯罪被害者	40万円
転居見舞金	自宅等での犯罪行為による被害により、転居を余儀なくされた県内在住の犯罪被害者等 ※対象罪種が限られます。詳細はホームページを参照してください。	20万円



(問合せ先) 神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課横浜駐在事務所
(045-312-1121 (内線 3431))

(5) 県内市町村による支援

すべての都道府県・政令指定都市及び市町村に犯罪被害者等からの相談や問合せに対応する総合的対応窓口が置かれています。

また、支援においては令和7年10月1日時点で県内の20市町が犯罪被害者等支援に特化した条例を制定しており、その条例に基づいた各種支援を行っています。

■犯罪被害者等支援に特化した条例制定済の市町（令和7年10月1日現在）

横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市
鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市
秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市
南足柄市	綾瀬市	寒川町	湯河原町	愛川町

■条例制定済の市町が実施している主な支援

※市町により、実施している支援は異なります。また、支援には市町ごとに要件があります。

- 見舞金・支援金（遺族・重傷病・性犯罪被害）
- 法律相談
- カウンセリング
- 転居支援（転居費用の事後助成、公営住宅等）
- 日常生活支援
 - ・家事及び介護等ホームヘルプサービス費用助成
 - ・配食費用助成
 - ・一時保育・一時預かり費用助成
 - ・学習支援、修学支援、就労準備支援 等

見舞金・支援金は、神奈川県犯罪被害者等見舞金と同様に、遺族や重傷病を負った方への見舞金・支援金のほか、性犯罪（不同意性交等、監護者性交等、不同意わいせつ、監護者わいせつ）の被害を受けたことを警察に届出をした被害者に対する見舞金・支援金があります。性犯罪被害に対する見舞金・支援金の給付は全国的に珍しく、県内市町村による支援の特徴となっています。

法律相談、カウンセリングでは、痴漢や盗撮などサポートステーションや「かならいん」の支援対象外となる罪種についても支援を受けられる場合もあります。

転居支援は、転居費用の事後助成のほか、公営住宅の目的外使用や優先入居などの支援を受けられる市町があります。

日常生活支援は、市町村ならではの支援であり、被害後、日常生活を送ることが困難となった方に対するホームヘルプサービス、配食、一時保育などの助成があります。また、川崎市、鎌倉市には、学校に通うことが困難となった児童生徒の通信教育費用や家庭教師代、学校へのタクシー代などの助成などがあります。

20市町の間でも受けられる支援は異なり、支援には市町ごとに要件がありますので、詳しくは各市町にお問い合わせください。

196～199ページに各市町村で受けられる支援と問合せ先を掲載しています。

（6）県内の関係機関による支援

関係機関のうち、犯罪被害者支援に特化した相談窓口や支援を行っている機関のあらましは次のとおりです。なお、本項は各相談窓口を所管する機関やそのホームページの記載に合わせています。

神奈川県警察

住 所：横浜市中区海岸通2丁目4番

電話番号：045-211-1212（代）内 2702～2708（県警察本部警務部警務課被害者支援室）

※県内警察署一覧は 187～194 ページ参照

公的機関として被害の届出を受理し、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を支援する役割を担う機関です。

神奈川県警察 各種相談窓口

○総合相談室

急を要しない事件や事故による被害の未然防止に関する相談や神奈川県警察に対する要望・意見、苦情等を受け付けています。

【電話番号】045-664-9110 又は#9110

○少年相談・保護センター

少年育成課に設置されている少年問題に特化した警察の相談機関です。県内8か所に方面事務所があり、20歳未満の少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りに向けた支援を行っています。また、少年の非行を未然に防止し、規範意識を醸成していくために必要な啓発活動を行っています。

加害、被害、どちらの相談もお受けしていますが、同一事件については、加害少年又は被害少年のどちらかの支援のみ実施しています。

・ユーステレホンコーナー

少年育成課内に設置されています。少年相談等に対応する電話相談窓口です。

【電話番号】0120-45-7867（フリーダイヤル）又は045-641-0045

・方面事務所

県内8カ所に設置されています。警察官や少年相談員が配置されています。

住所及び電話番号、相談時間は 147～148 ページ参照

○性犯罪 110番（ハートさん）

性犯罪の被害で警察への届出を迷っている方に対し、原則、女性警察官が電話相談を24時間365日お受けしています。

【電話番号】0120-38-8103（フリーダイヤル）又は#8103^{ハートさん}

○電車内痴漢等迷惑行為相談所

神奈川県内の電車や駅構内で発生した痴漢等迷惑行為について、警察官が相談に応じています。

【電話番号】045-461-0110

○子ども安全 110番—子ども安全・安心ホットライン—

児童虐待をはじめとする子どもの安全に関する情報電話です。

【電話番号】0120-604-415（フリーダイヤル）又は045-651-0110

○交通相談受付（交通相談センター）

交通に関する全般の相談、悪質交通違反情報提供（飲酒運転している人、飲酒運転させている飲食店、あおり運転等の情報）を受け付けています。

【電話番号】045-211-2574

○特殊詐欺

・神奈川県警察本部暴力団対策課 特殊詐欺担当

【電話番号】045-211-1212（内線4572～4578）

【相談時間】平日 8：30～17：15

・特殊詐欺情報専用ホットライン

特殊詐欺グループから抜けたい、知人を特殊詐欺集団から救いたいなど、特殊詐欺に関する相談も受け付けています。

【電話番号】045-651-7970

【相談時間】平日 8：30～17：15

・特殊サギ救出テレホン「SOS」（少年育成課内）

特殊詐欺グループから抜けたい、知人を特殊詐欺集団から救いたいなどの相談内容を20歳未満の少年に特化した「特殊サギ救出テレホン『SOS』」もあります。

【電話番号】045-641-5014

【相談時間】平日 8：30～17：15

○暴力団からの不当要求拒絶コール

暴力団等に関する被害などの相談に応じるとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。

【電話番号】0120-797049（フリーダイヤル）

神奈川県警察による主な支援

○かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営（県警察本部警務部警務課被害者支援室）

○「被害者の手引き」「交通被害者の手引き」の配付

被害者の方へ刑事手続の流れや利用できる制度などを記した手引きをお渡ししています。多言語の手引きもあります。

「被害者の手引き」…英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

「交通被害者の手引き」…英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語

○犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により、死亡した方のご遺族、重大な負傷又は疾病を負った方、後遺障害が残った方に対し、国が給付金を支給する制度です。この手続は申請書を申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出する必要があります、実務上は各都道府県警察本部において事務手続を行っています。

○国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外において故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するもので、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請する必要があります。日本国内に住所を有していない方については、領事館経由で申請することも可能です。

○被害者連絡制度

刑事手続や被害者のための制度、捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、被害者に連絡をします。

○専門職員によるカウンセリング、付添い支援

犯罪被害者等の要望に基づいて、心理員によるカウンセリングや警察職員による検察庁・裁判所等への付添い支援を行っています。

○地域警察官による犯罪被害者訪問

犯罪被害者の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき、訪問活動や防犯指導を行っています。

○公費負担制度

被害を受けた方の経済的負担を軽減するため、精神科受診費用、カウンセリング費用、身体犯被害者(性犯罪被害者を除く。)の初診料、診断書料、性犯罪被害者の診察料、性感染症検査料、緊急避妊費用等、緊急避難場所の宿泊費用、自宅が被害現場となった場合のハウスクリーニング費用、司法解剖後の検案書料、ご遺体の修復や搬送費用などについて公費負担しています。(一定の要件があります)

公益社団法人神奈川被害者支援センター

住 所：横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14階
電話番号：045-328-3720(事務局)

神奈川県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた民間の被害者支援団体です。かながわ犯罪被害者サポートステーションを県や県警察と運営しています。

公益社団法人神奈川被害者支援センターによる主な支援

○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談・支援（48～50 ページ参照）

- ・電話相談、面接相談（相談電話：045-311-4727）

専門的な訓練を受けた相談員が相談に応じています。個々の内容に合わせた支援プランでサポートします

- ・直接（付添い）支援

被害者等のご希望に応じて、法律相談や裁判所等への付添い支援を行います。

- ・カウンセリングの実施（回数制限あり）

臨床心理士等の専門家によるカウンセリングを実施しています。

- ・法律相談の調整（回数制限あり）

サポートステーションにご相談のあった方のうち、法律相談が必要な方について、弁護士と法律相談の日程調整を行っています。

○自助グループへの活動支援

同じような体験をした被害者の方が集まり、気持ちや感情を分かち合い、支えあう場を提供しています。（交通死亡事故被害者遺族を対象とした自助グループ「ジュピター」）

各児童相談所

県内児童相談所一覧は 195 ページ参照

児童相談所は、都道府県、指定都市等に設置される行政機関です。

児童福祉法に基づき、原則 18 歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

児童相談所による主な支援

- ・子育ての悩み
- ・虐待に関する相談
- ・言葉や発達の遅れに関する相談
- ・生活やしつけの相談
- ・非行の相談
- ・不登校の相談
- ・里親に関する相談 等

神奈川県弁護士会

住 所：横浜市中区日本大通 9 番地

電話番号：045-201-1881（代表）

弁護士法に基づいて、地方裁判所の管轄区域ごとに設立され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

神奈川県弁護士会の相談窓口

○神奈川県弁護士会 犯罪被害者支援センター

犯罪被害者参加制度や損害賠償命令制度での支援、刑事手続の流れの説明や法廷への付添支援、刑事告訴支援、損害賠償請求支援など、犯罪被害にあわれた方の具体的なサポートのための電話相談です。弁護士登録 1 年以上で犯罪被害者支援の研修受講又は経験のある弁護士が応対します。必要に応じて、面談による法律相談（初回無料）も実施可能です。

【電話番号】 045-211-7724

【相談時間】 毎週火・金曜 13：00～16：00

https://www.kanaben.or.jp/consult/by_content/consult16/index.html

日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス神奈川）

住 所：横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階

電話番号：0570-078308（IP電話からは050-3383-5360）

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。犯罪被害者やそのご家族などからの問合せに対し、損害の回復や苦痛の軽減を図るために制度情報、相談窓口をご案内し、必要に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。また、一定の要件の下、弁護士との無料法律相談や弁護士に依頼した場合の費用等の援助を行っています。

法テラス神奈川 各種相談窓口

○犯罪被害者支援ダイヤル（全国共通）

【電話番号】0120-079714（IP電話からは03-6745-5601）

【相談時間】月～土曜日 9:00～21:00（土曜は17:00まで）

※犯罪被害者の方のお悩み事に対して、民事に関する法律相談が望ましい場合には、下記の民事法律扶助の法律相談を案内することができます。犯罪被害者の支援に関する各種相談を希望の場合には、問合せ先の電話番号にご連絡ください。

○法テラス神奈川（民事法律扶助）

【相談時間】午後相談 毎週月～金 13:15～16:20（法律相談は要予約）

【相談場所】横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階

※WEB予約可、問合せは0570-078308（受付時間：平日9:00～17:00）

○法テラス川崎（民事法律扶助）

【面談相談】毎週月～金 13:15～16:15（法律相談は要予約）

【相談場所】川崎市川崎区駅前本町11-1パシフィックマークス川崎ビル10階

※WEB予約可、問合せは0570-078309（受付時間：平日9:00～17:00）

○法テラス小田原（民事法律扶助）

【面談相談】月曜午後、火曜午前、木曜午前、金曜午前（法律相談は要予約）

【相談場所】小田原市本町1-4-7朝日生命小田原ビル5階

※WEB予約可、問合せは0570-078311（受付時間：平日9:00～17:00）

法テラス神奈川による主な支援

○弁護士紹介

個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。

○DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方や、受けるおそれがある方を対象に、弁護士による法律相談を実施します。

○民事法律扶助制度

民事・家事・行政に関する相談、手続に際し、経済的に余裕のない方を対象に、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行います。

○「被害者参加人」のための国選弁護制度

一定の犯罪の被害にあわれた方などが刑事裁判に直接参加できる制度（被害者参加制度）の利用の際に、経済的に余裕のない方でも、弁護士による援助が受けられるようとするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する「被害者参加人」のための国選弁護制度において、被害者参加人のご意見をお聴きした上で、被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務などを行います。

○被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に参加された方に、国がその旅費等を支給する制度（請求書の提出は裁判所）です。

○日弁連委託援助制度

・犯罪被害者法律援助

生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた方又はその親族若しくは遺族の方が、刑事裁判、少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する際に、弁護士費用等を援助する制度です。

・子どもに対する法律援助

児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰、いじめその他の事由により、人権救済を必要としている子どもについての行政機関との交渉代理、虐待を行う親との交渉代理、児童虐待の刑事告訴手続の代理等の手続に係る弁護士費用や虐待する養親との離縁訴訟、扶養を求める調停や審判手続の法的代理の手続に係る弁護士費用を援助します。

横浜地方検察庁

住 所：横浜市中区日本大通9番地 横浜法務合同庁舎

電話番号：045-211-7600(代表)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりしています。被害者から様々な相談に応じたり、事件に関する情報を提供しています。

横浜地方検察庁の相談窓口

○被害者ホットライン

被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を設置しています。

【電話番号】045-211-7638（電話、FAX共通）

【相談時間】電話受付：平日 9:00～17:00

※夜間・休日はファックスでの受付となっています。

横浜地方検察庁の主な支援

○被害者支援員制度

被害者やご遺族の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置しています。被害者支援員は、被害者からの相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

○被害者等通知制度

被害者やその親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供しています。

○犯罪被害者等に関する情報の保護

性犯罪などの一定の事件においては、捜査から判決後に至るまで、被害者個人が特定され得る情報を被疑者・被告人に対して秘匿し、保護する制度が定められており、被害者の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されないよう、あるいは、その身体又は財産に害を加えられることのないように制度の適正な利用に努めています。

○被害者等による心情等の意見陳述及び刑事裁判への参加支援

被害者等が、法廷で心情等の意見を述べることを希望している場合や、一定の事件において、刑事裁判への参加を希望している場合に、被害者等からの申出を受けて、裁判所に対して通知を行っています。

○被害回復給付金支給制度

詐欺罪や高金利受領罪（出資法違反）といった財産犯等の犯罪行為について、裁判により加害者からはく奪した犯罪被害財産を金銭化して給付資金として保管し、そこからその事件により被害を受けた方に給付金を支給しています。

横浜地方裁判所

住 所：横浜市中区日本大通9
電話番号：刑事事件 045-664-8723 民事事件 045-664-8746

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に判断する民事裁判を行います。刑事裁判では、犯罪によって被害を受けた方を保護するための様々な制度が設けられています。民事裁判でも、犯罪によって被害を受けた方に配慮するための制度が設けられています。

刑事裁判手続における犯罪被害を受けた方等に配慮するための制度

○裁判の優先的傍聴の配慮

被害者の方やその親族の方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があったときは、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮をします。

○刑事事件の記録の閲覧・コピー

刑事事件の被害者の方は、原則として、事件記録の閲覧、コピーをすることができます。また、閲覧、コピーをしようとする事件の被告人等により行われた、その事件と同種の犯罪行為の被害者の方(同種余罪の被害者)は、損害賠償を請求するために必要があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーができます。

○刑事裁判への参加

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害者の方等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加することができます。

○公開の法廷で氏名等(被害者特定事項)を明らかにしない措置

事件によっては、法廷で自分の氏名や住所等を明らかにしないように求めることができます。

○証人の不安や緊張等を緩和するための措置

犯罪によって被害を受けた方等が証人として証言する場合、不安や緊張を緩和するため、次のような措置をとることが認められています。

- ・証言をする際、家族等に付き添ってもらうことができます。
- ・証人と被告人や傍聴席との間について立てなどを置き、被告人や傍聴席の視線を気にせず証言することができます。
- ・事件によっては、法廷とテレビ回線で結ばれた別室で証言することもできます。

○法廷での心情や意見の陳述

法廷で自分の意見を述べることができます。なお、審理の状況その他の事情によっては、法廷での意見の陳述に代えて、意見を記載した書面を提出していただく場合などもあります。

○民事上の争いについて示談ができた場合の刑事裁判の公判調書への記載

被告人との間で、事件に関する損害賠償など民事上の争いについて示談ができた場合には、審理をしている裁判所に被告人と共同して申立てをすることにより、その示談の内容を刑事裁判の公判調書に記載することを求めることができます。公判調書に記載されることによって民事裁判で和解ができたのと同じ効力があるので、約束どおり支払われない場合に、民事裁判を起こすことなく、強制執行の手続をとることができます。

○損害賠償命令の申立て

殺人、傷害等の一定の刑事事件が地方裁判所に係属している場合には、被害者の方等は、その刑事事件を担当している裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

海上保安庁第三管区海上保安本部

住 所：横浜市中区北仲通 5-57

電話番号：045-211-1118

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

海上保安庁第三管区海上保安本部による主な支援

○被害者連絡制度

捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況などを、捜査上支障のない範囲内で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。

○犯罪被害者等支援制度

犯罪被害者等支援主任者を配置し、事件発生直後から犯罪被害者及びその家族への付添・支援制度の説明などを行っています。

○事情聴取における配慮

犯罪被害者及びその家族からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全確保、精神的負担の緩和に配慮しています。また、性犯罪による女性被害者に対しては、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。

○診断書等の公費負担制度

犯罪被害者の被害に係る診断書料や、捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者及びその家族が出頭する場合の旅費を公費により負担することで、刑事手続における経済的負担の軽減に努めています。

○解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

司法解剖後の犯罪被害者の遺体については、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担しています。

※対象遺体によっては一部支給できない場合があります。

横浜保護観察所

住 所：横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎4階

電話番号：045-201-1848（被害者専用）

更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度です。犯罪被害にあわれた方が、裁判・審判の終了後に利用できる制度があります。

横浜保護観察所の相談窓口

○被害者専用電話番号

専任の担当者が、犯罪の被害にあわしたことによる悩みや不安などをお聞きし、ご相談に応じます。

お問合せに応じて、意見等聴取制度、心情等聴取・伝達制度、被害者等通知制度やその手続などについてご説明し、情報を提供します。

ご相談に応じて関係機関等を紹介し、そのご連絡やご相談を補助するなど、関係機関等で行っている制度やサービスをご利用いただけるよう支援します。

【電話番号】045-201-1848

○更生保護における犯罪被害にあわれた方々のための相談受付フォーム

ご相談やお問合せの「受付」をメールで行うことができます。相談受付後は、電話相談か、保護観察所又は地方更生保護委員会での来所相談になります。

【受付フォーム】https://www.moj.go.jp/hogoi/soumu/hogo_victim_form.html

横浜保護観察所の主な制度

○意見等聴取制度

加害者の仮釈放、少年院からの仮退院又は退院の審理を行う地方更生保護委員会に対して、仮釈放等、生活環境の調整、保護観察に関するご意見や被害についてのお気持ちを伝えることができます。

いただいたご意見等は、仮釈放等を許すか否かの判断、生活環境の調整に当たり考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合は、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。

○心情等聴取・伝達制度

被害に関するお気持ちや、保護観察中の加害者の生活・行動に対するご意見を保護観察所がお聴きします。さらに、ご希望がある場合には、これを加害者に伝えます。

加害者への心情等の伝達を希望される場合は、加害者が被害の実情などに向き合い、反省や償いの意識を深めるよう指導を行います。

加害者への伝達を希望しない場合、お聴きした心情等は、加害者の保護観察を担当する保護観察官に伝えられ、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。なお、伝達を希望しない場合は、心情等聴取・伝達制度を利用されたことが加害者に伝わることはありません。

○被害者等通知制度

加害者が刑務所に収容された場合又は保護観察付執行猶予の判決を受けた場合に、地方更生保護委員会又は保護観察所から、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。

加害者が少年審判において保護観察処分又は少年院送致処分を受けた場合に、地方更生保護委員会又は保護観察所から、仮退院又は退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。

医療観察における被害者制度

医療観察とは、心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進するための処遇制度です。「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）に基づくもので、医療観察における被害者制度では、医療観察法に定める対象行為の被害者の方等に対する情報提供制度を実施しています。

○医療観察における被害者専用電話番号

【電話番号】 045-662-6657

○情報提供制度

加害者が医療観察制度の対象となった場合に、保護観察所から、加害者氏名、処遇段階（入院若しくは地域処遇）、地域社会における処遇の開始年月日、地域社会における加害者と保護観察所の接触状況、医療観察法による処遇の終了日・事由に関する事項を通知します。